

# ニッセイ先進国株式インデックス （為替ヘッジあり）（ラップ専用）

追加型投信／海外／株式／インデックス型

課税上は株式投資信託として取扱われます。

- ◆本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書（請求目論見書）です。
- ◆「ニッセイ先進国株式インデックス（為替ヘッジあり）（ラップ専用）」は、主に外国の株式を投資対象としますので、組入株式の価格の下落、組入株式の発行会社の倒産または財務状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、これらに加え、為替の変動により損失を被ることがあります。
- ◆本書により行う当ファンドの受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年2月20日に関東財務局長に提出しており、2024年2月21日にその届出の効力が生じております。

発行者名	ニッセイアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 大関 洋
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

## 目 次

第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	35
第3【ファンドの経理状況】	41
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	90
第三部【委託会社等の情報】	91
第1【委託会社等の概況】	91
約款	巻末

## 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

ニッセイ先進国株式インデックス（為替ヘッジあり）（ラップ専用）  
（以下「ファンド」または「ベビーファンド」ということがあります）

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

#### ① 契約型の追加型証券投資信託振替受益権です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

#### ② 委託会社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

### (3) 【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

### (4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。基準価額は日々変動します。なお、便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます。

基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは後記「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問合せください。

### (5) 【申込手数料】

ありません。

### (6) 【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

申込単位につきましては、販売会社にお問合せください。

なお、販売会社につきましては、後記「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問合せください。

### (7) 【申込期間】

継続申込期間：2024年2月21日から2024年8月20日まで

○ 継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されません。

### (8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所につきましては、以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

(9:00~17:00 土日祝日・年末年始を除く)

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

**(9) 【払込期日】**

取得申込者は、各販売会社が定める期日（詳しくは販売会社にお問い合わせください）までに、申込代金を各販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に各々の販売会社より、委託会社の指定する口座を経由して、追加信託金として受託会社の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払込まれます。

**(10) 【払込取扱場所】**

払込取扱場所は申込取扱場所と同じです。以下にお問い合わせください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

(9:00~17:00 土日祝日・年末年始を除く)

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

**(11) 【振替機関に関する事項】**

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

**(12) 【その他】**

当ファンドは、投資者と販売会社が締結する投資一任契約に基づき、資産を管理する口座の資金を運用するためのファンドです。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① 基本方針

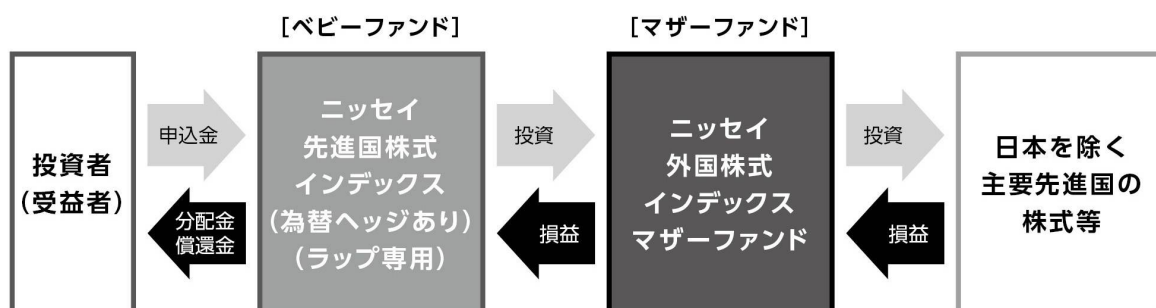
ファンドは、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ヘッジベース）の動きに連動する投資成果を目標に運用を行うことを基本方針とします。

② 運用の形態

ファンドは「ファミリーファンド方式」で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

<イメージ図>



### ③ ファンドの特色

#### 1 当ファンドは、投資者と販売会社が締結する投資一任契約に基づいて、資産を管理する口座の資金を運用するためのファンドです。

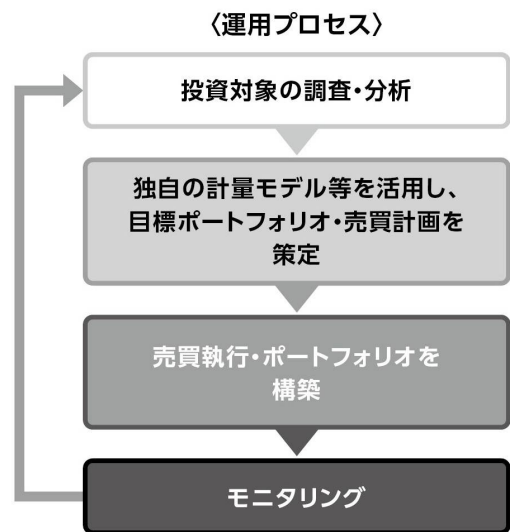
・当ファンドの購入の申込みを行う投資者は、販売会社と投資一任契約の資産を管理する口座に関する契約および投資一任契約を締結する必要があります。

#### 2 日本を除く世界主要先進国の株式に投資することにより、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ヘッジベース)の動きに連動する投資成果をめざします。

- 当社独自の計量モデル等を活用し、ポートフォリオを構築します。
- 組入外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジ\*を行い為替変動リスクの低減を図ります。  
\*為替ヘッジとは、為替変動による資産価値の変動を回避する取引のことをいいます。

##### 〈基準価額と指数の連動性に関する留意点〉

ファンドはMSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ヘッジベース)の動きに連動する投資成果をめざしますが、当該指数の構成銘柄すべてを組入れないこと、資金の流入と実際の銘柄等の売買のタイミングのずれ、売買時のコストや運用管理費用(信託報酬)等の費用を負担することなどから、基準価額と当該指数の動きは完全に一致するものではありません。



#### ● MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ヘッジベース)について

同指数は、MSCI Inc.が公表している指数であり、日本を除く主要先進国の株式により構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

#### <MSCI 指数にかかる免責条項等>

当ファンドは、MSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社およびMSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売または宣伝するものではありません。MSCI 指数は、MSCI Inc. が独占的に所有しています。MSCI Inc. およびMSCI 指数は、MSCI Inc. およびその関係会社のサービスマークであり、ニッセイアセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」といいます)は特定の目的のためにその使用を許諾されています。MSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社およびMSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの受益者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI 指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCI Inc. とその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI 指数は、当ファンドまたは当ファンドの委託会社あるいは受益者に関わらず、MSCI Inc. により決定、作成および計算されています。MSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社およびMSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI 指数の決定、作成あるいは計算において、当ファンドの委託会社または受益者の要求を考慮に入れる義務は一切ありません。MSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社およびMSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの募集等に関する事項の決定について、また、当ファンドを換金するための計算式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしておりません。MSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社およびMSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの受益者に対し、当ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCI Inc. は、自らが信頼できると考える情報源からMSCI 指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社およびMSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI 指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性および/または完全性について保証するものではありません。MSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社およびMSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、当ファンドの委託会社、当ファンドの受益者その他の個人・法人が、契約に基づき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連してMSCI 指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行うものではありません。MSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社およびMSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI 指数およびそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。MSCI 指数およびそれに含まれるデータに関し、MSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社およびMSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつMSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社およびMSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害(逸失利益を含む)につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社およびMSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

当ファンドの購入者、販売者、または受益者あるいはいかなる個人・法人は、MSCI Inc. の許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCI Inc. に問合せることなく、当ファンドを保証、推奨、売買または宣伝するためにいかなるMSCI Inc. のトレードネーム、トレードマーク、またはサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCI Inc. の書面による許諾を得ることなくMSCI Inc. との関係は一切主張することはできません。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

④ 信託金の上限

3,000億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

⑤ ファンドの分類

追加型投信／海外／株式／インデックス型に属します。

○ 課税上は株式投資信託として取扱われます。

ファンドの商品分類表・属性区分表は以下の通りです（該当区分を網掛け表示しています）。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 ( ) 資産複合	インデックス型 特殊型

属性区分表

投資対象資産	決算 頻度	投資対象 地域	投資形態	為替ヘッジ	対象 インデック ス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本除く) 日本			日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年2回 年4回 年6回 (隔月)	北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリー ファンド	あり (フルヘッ ジ)	TOPIX
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ		
その他資産 (投資信託証券 (株式(一 般)))	日々 その他 ( )	アフリカ 中近東 (中東) エマー ジング		なし	その他 (MSCI コクサイ・ インデックス (円ヘッジ ベース))
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型					



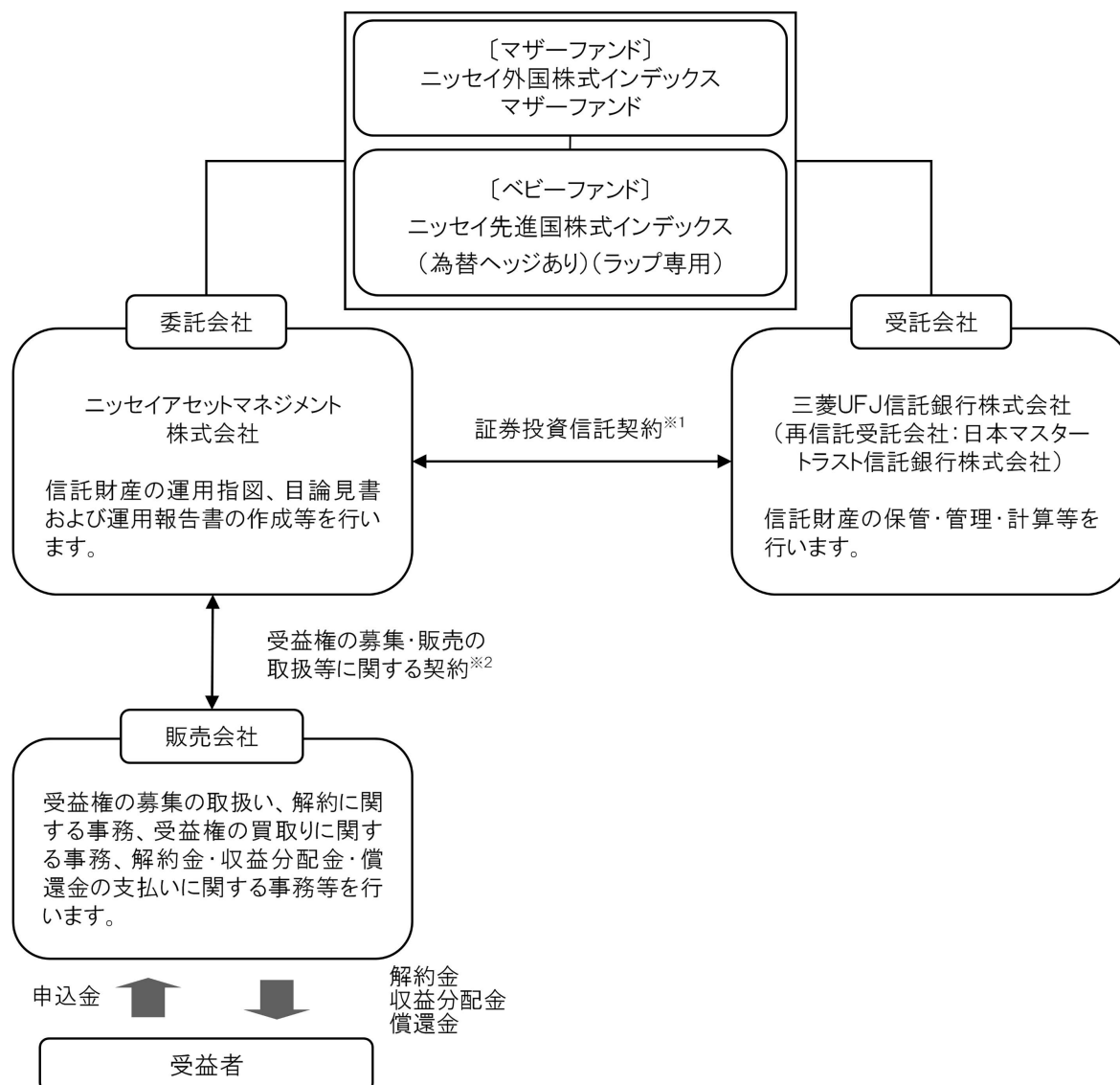
商品分類表	
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
インデックス型	目論見書または約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
属性区分表	
その他資産 (投資信託証券 (株式(一般)))	目論見書または約款において、主たる投資対象を投資信託証券(マザーファンド)とし、ファンドの実質的な運用をマザーファンドにて行う旨の記載があるものをいう。 目論見書または約款において、主として株式に投資する旨の記載があるものをいう。
年1回	目論見書または約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル (日本除く)	目論見書または約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書または約款において、マザーファンド(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く)を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジあり (フルヘッジ)	目論見書または約款において、対円での為替のフルヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
その他の指数 (MSCI コクサイ・ インデックス (円ヘッジ ベース))	目論見書または約款において、MSCIコクサイ・インデックス(円ヘッジベース)の動きに連動することを目標に運用を行う旨の記載があるものをいう。

前記以外の商品分類および属性区分の定義については、  
一般社団法人 投資信託協会ホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

## (2) 【ファンドの沿革】

2021年11月19日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



※1 委託会社と受託会社との間で結ばれ、運用の基本方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。この信託は、信託法（平成18年法律第108号）の適用を受けます。

※2 委託会社と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、解約に関する事務、解約金・収益分配金・償還金の支払い等の業務を委託し、販売会社がこれを引受けることを定めた契約です。

委託会社の概況（2023年11月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第369号
- ・設立年月日：1995年4月4日
- ・資本金の額：100億円
- ・沿革
  - 1985年7月1日 ニッセイ・ビーオーティー投資顧問株式会社（後のニッセイ投資顧問株式会社）が設立され、投資顧問業務を開始しました。
  - 1995年4月4日 ニッセイ投信株式会社が設立され、同年4月27日、証券投資信託委託業務を開始しました。
  - 1998年7月1日 ニッセイ投信株式会社（存続会社）とニッセイ投資顧問株式会社（消滅会社）が合併し、ニッセイアセットマネジメント投信株式会社として投資一任業務ならびに証券投資信託委託業務の併営を開始しました。
  - 2000年5月8日 定款を変更し商号をニッセイアセットマネジメント株式会社としました。
- ・大株主の状況

名 称	住 所	保有株数	比 率
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	108,448株	100%

## 2 【投資方針】

### （1）【投資方針】

- ① 主として、ニッセイ外国株式インデックスマザーファンドを通じて、実質的に日本を除く世界主要先進国の株式に投資することにより、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ヘッジベース）に連動する投資成果をめざします。
- ② 上記マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ることをめざします。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(参考) マザーファンドの概要

ニッセイ外国株式インデックスマザーファンド

(1) 基本方針

マザーファンドは、MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目標に運用を行うことを基本方針とします。

(2) 運用方法

a 投資対象

日本を除く世界主要先進国の株式を主要投資対象とします。

b 投資態度

- ① 主として日本を除く世界主要先進国の株式に投資することにより、MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果を目指します。
- ② 株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ② 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ⑧ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑨ デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## (2) 【投資対象】

### a 主な投資対象

ニッセイ外国株式インデックスマザーファンドを主要投資対象とします。なお直接、株式等に投資を行う場合があります。

### b 約款に定める投資対象

#### ① 投資の対象とする資産の種類

このファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

#### 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記「(5) 投資制限 b 約款に定めるその他の投資制限 ③ 先物取引等、④ スワップ取引および⑤ 金利先渡取引および為替先渡取引」に定めるものに限りません）

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

#### 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

#### ② 有価証券

主にニッセイアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「ニッセイ外国株式インデックスマザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます）に投資します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます）の新株引受権証券を除きます）

6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます）

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます）

9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から11. までの証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます）

14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます）

16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません）

17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます）

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

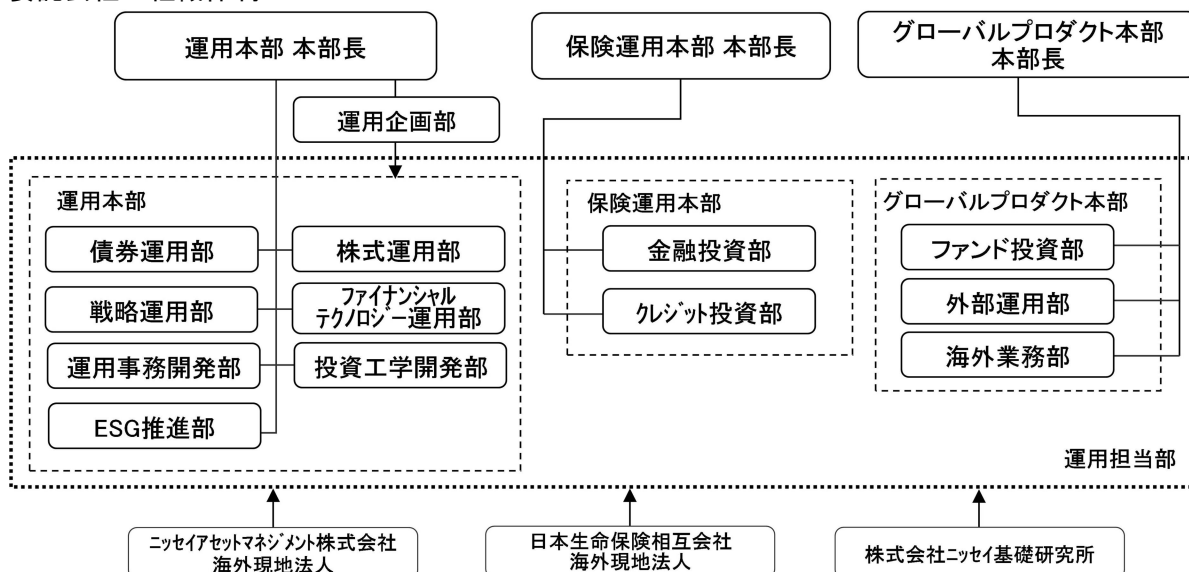
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません）

20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます）

21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で21. の有価証券の性質を有するもの  
なお、1. の証券または証書、12. および17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに12. および17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. および14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ③ 金融商品  
信託金を前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下④において同じ）により運用することができます。
1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの
- ④ 前記②にかかわらず、このファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を前記③に掲げる金融商品により運用することができます。

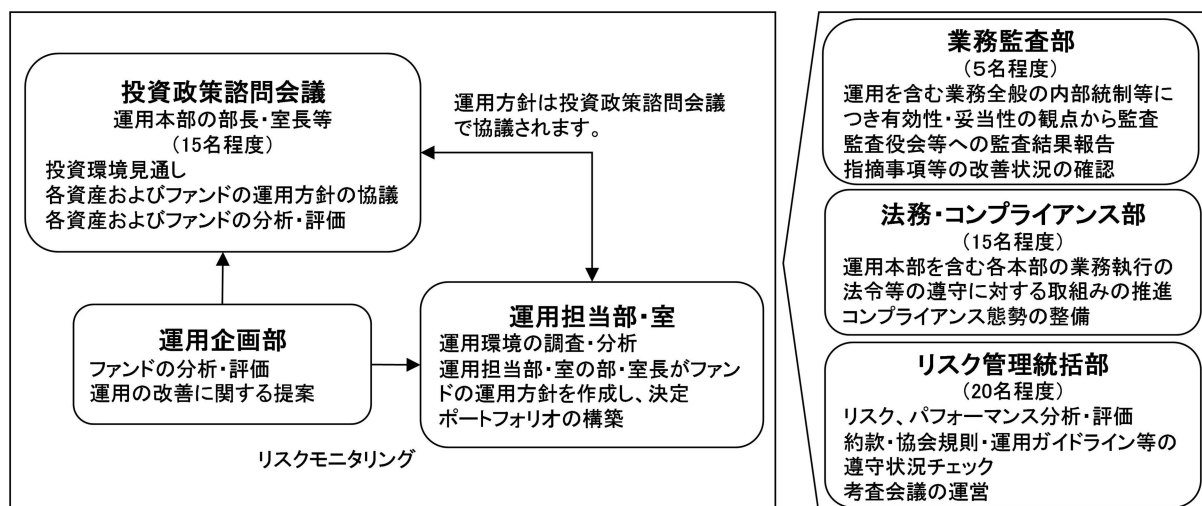
### (3) 【運用体制】

#### 委託会社の組織体制



社内規程として、投資信託財産及び投資法人資産に係る運用業務規程およびポートフォリオ・マネジャー／アナリスト服務規程を定めています。また、各投資対象の適切な利用、リスク管理の推進を目的として、各投資対象の取扱いに関して規程を設けています。

#### 内部管理体制および意思決定を監督する組織



<受託会社に対する管理体制等>

委託会社は、受託会社（再信託先も含む）に対して日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性について、監査人による報告書を定期的に受託会社より受取っています。

○ 上記運用体制は、今後変更となる場合があります。

#### (4) 【分配方針】

- ① 原則として以下の方針に基づき分配を行います。
  1. 分配対象額の範囲  
経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます）等の全額とします。
  2. 分配対象額についての分配方針  
委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
    - 信託財産の十分な成長に資することに配慮し、分配を抑制する方針です。
  3. 留保益の運用方針  
留保益（収益分配にあてず信託財産に留保した収益）については、元本部分と同一の運用を行います。
- ② 分配時期  
毎決算日とし、決算日は11月20日（年1回、該当日が休業日の場合は翌営業日）です。
- ③ 支払方法  
税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。
  - 将来の分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

#### (5) 【投資制限】

##### a 約款に定める主な投資制限

- ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥ 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ⑧ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ⑨ デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

##### b 約款に定めるその他の投資制限

- ① 投資する株式等の範囲
  1. 投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所<sup>※</sup>に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
    - ※ 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。
  2. 前記1. にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、投資することができます。
- ② 信用取引の範囲
  1. 信託財産を効率的に運用するため、信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。
  2. 前記1. の信用取引は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。



3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。
- ③ 先物取引等
1. 国内の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ）。
  2. 国内の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことができます。
  3. 国内の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。
- ④ スワップ取引
1. 信託財産に属する資産を効率的に運用するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます）を行うことができます。
  2. スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
  3. スワップ取引にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下当該3.において同じ）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部を解約するものとします。
  4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合をかけた額をいいます。
  5. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
  6. スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。
- ⑤ 金利先渡取引および為替先渡取引
1. 信託財産に属する資産を効率的に運用するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
  2. 金利先渡取引および為替先渡取引にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
  3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
  4. 金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。
- ⑥ 有価証券の貸付けおよび範囲
1. 信託財産を効率的に運用するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることができます。
    - i. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
    - ii. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

2. 前記1. に定める限度額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当する契約の一部を解約するものとします。
  3. 有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れを行うものとします。
- ⑦ 有価証券の空売り
1. 信託財産を効率的に運用するため、信託財産において有しない有価証券または後記⑧により借入れた有価証券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。
  2. 前記1. の売付けは、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2. の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。
- ⑧ 有価証券の借入れ
1. 信託財産を効率的に運用するため、有価証券の借入れを行うことができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供を行うものとします。
  2. 前記1. は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2. の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するものとします。
  4. 前記1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支払われます。
- ⑨ 外国為替予約等
1. 信託財産を効率的に運用するため、外国為替の売買の予約取引を行うことができます。
  2. 前記1. の予約取引は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該取引については、この限りではありません。
  3. 前記2. の限度額を超えることとなった場合には、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引を行うものとします。
  4. 予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
  5. 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ⑩ 資金の借入れ
1. 信託財産を効率的に運用するため、ならびに信託財産を安定的に運用するため、一部解約にとまなう支払資金の手当て（一部解約にとまなう支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます）を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
  2. 一部解約にとまなう支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
  3. 借入金の利息は信託財産中より支払われます。

**c. 法令に定める投資制限**

① デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

② 信用リスク集中回避（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを内容とした運用を行わないものとします。

③ 同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社が指図を行うすべてのファンドで、同一法人の発行する株式の過半数の議決権を取得するような運用を行わないものとします。

### 3【投資リスク】

ファンド（マザーファンドを含みます）は、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。また、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ヘッジベース）の動きに連動することを目標に運用しますので、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ヘッジベース）の動きにより基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。

ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

#### (1) 投資リスクおよび留意事項

ファンドが有する主なリスクおよび留意事項は以下の通りです。

##### ・株式投資リスク

株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化（倒産に至る場合も含む）等により、価格が下落することがあります。

##### ・為替変動リスク

外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替ヘッジを完全に行うことができるとは限らないため、外貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、円の金利が為替ヘッジを行う当該外貨の金利より低い場合などには、ヘッジコストが発生することがあります。

##### ・カントリーリスク

外国の資産に投資するため、各国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、ファンドの資産価値が減少する可能性があります。

##### ・流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

##### ・基準価額と指数の連動性に関する留意点

ファンドはMSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ヘッジベース）の動きに連動する投資成果をめざしますが、当該指数の構成銘柄すべてを組入れないこと、資金の流出入と実際の銘柄等の売買のタイミングのずれ、売買時のコストや運用管理費用（信託報酬）等の費用を負担することなどから、基準価額と当該指数の動きは完全に一致するものではありません。

##### ・収益分配金に関する留意点

収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる収益分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

##### ・短期金融資産の運用に関する留意点

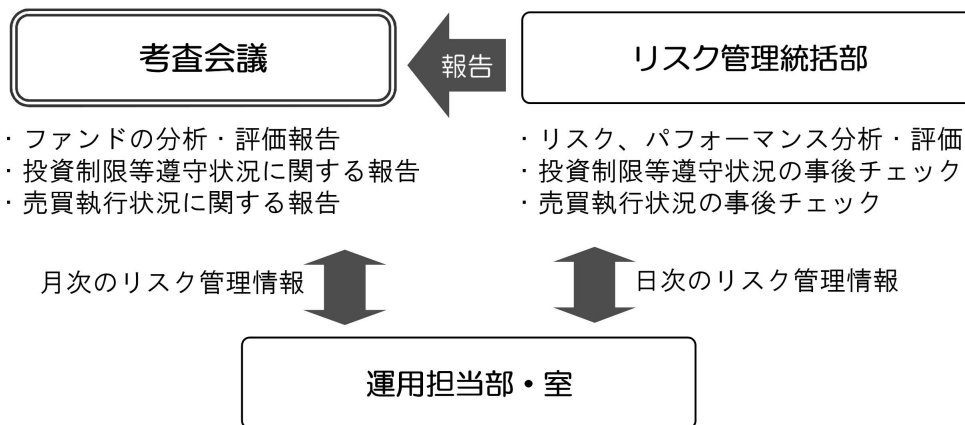
コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

##### ・ファミリーファンド方式に関する留意点

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にともない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

- ・委託会社等による当ファンド等の信託財産の保有に関する留意点  
委託会社は2023年11月20日現在、ファンドを90百万円（受益権口数100百万口、ファンド全体の79.6%）保有しています。当該保有分は委託会社により換金されることがあります。
- ・流動性に関する留意点  
ファンドは、多量の換金の申込みが発生し換金代金を短時間で手当てする必要がある場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引ができないリスク、取引量が限定されるリスク等が顕在します。  
これらにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金の申込みの受け付けを中止する、また既に受け付けた換金の申込みの受け付けを取消しする可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性などがあります。

## （2）投資リスク管理体制

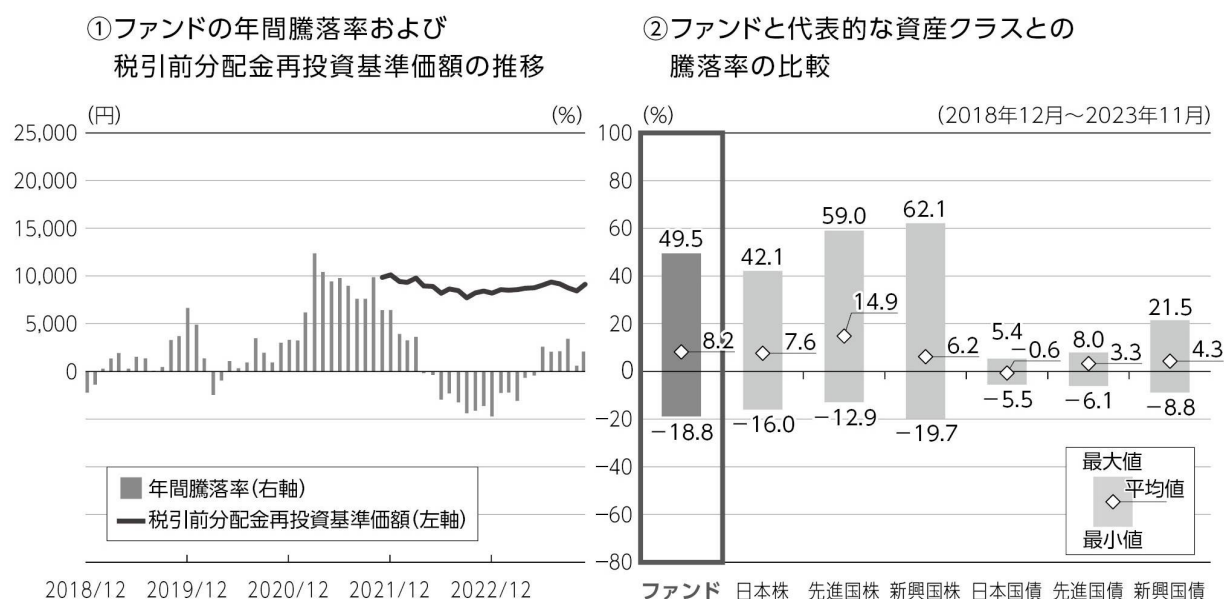


1. リスク管理統括部が、以下の通り管理を行います。
    - ・運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、ファンドの投資制限等遵守状況の事後チェックを行います。また、その情報を運用担当部・室に日々連絡するとともに、月次の審査会議で報告します。
    - ・売買執行状況の事後チェックを行います。また、その情報を必要に応じて運用担当部・室に連絡するとともに、月次の審査会議で報告します。
  2. 運用担当部・室は上記の連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行います。
- 上記投資リスク管理体制は、今後変更となる場合があります。

### <流動性リスクに関する管理体制>

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行っています。そして取締役会等においては、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢などを監督しています。

**(参考情報)** 投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。



グラフは次に記載の基準で作成していますが、ファンドについては設定日以降の年間騰落率のデータが5年分に満たないため、不足するデータに関してはファンドのベンチマーク(MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ヘッジベース))を用いて算出しています。したがって、グラフにおけるファンドの騰落率は、すべてがファンドの実績ではありませんのでご留意ください。

- ・グラフにおけるファンドに関する記載は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額によるものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額の推移とは異なる場合があります。ファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率です。
- ・グラフ①は、過去5年間のファンドの実績です。グラフ②は、過去5年間ににおけるファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率の最大値・最小値・平均値について表示しています。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

- 日本株 … TOPIX(東証株価指数)(配当込み)
- 先進国株 … MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株 … MSCIEマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債 … NOMURA-BPI 国債
- 先進国債 … FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債 … JPMorgan GBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)
- ・すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ・海外の指数は、「為替ヘッジなし(対円)」の指数を採用しています。

**!** 前記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

・TOPIX(東証株価指数)の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。

・MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

・MSCIEマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

・NOMURA-BPI 国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産は同社に帰属します。なお、同社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。

・FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

・JPMorgan GBI-EMグローバル・ディバースファイドは、JPモルガン社が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。

## 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

ありません。

### (2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

### (3) 【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.0715%（税抜0.065%）の率をかけた額とし、その配分は次の通りです。

信託報酬の配分（年率・税抜）		
委託会社	販売会社	受託会社
0.035%	0.010%	0.020%

・表に記載の料率には、別途消費税がかかります。

- ② 前記①の信託報酬については、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末および信託終了のときに信託財産中から支払います。

### (4) 【その他の手数料等】

- ① 証券取引の手数料等

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および税金等は、信託財産中から支払います。この他に、先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産中から支払います。

- ② 監査費用

ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.0011%（税抜0.001%）の率をかけた額とし、信託財産中から支払います。

- ③ 信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

- ④ 借入金の利息

信託財産において一部解約金の支払資金の手当てを目的として資金借入を行った場合、当該借入金の利息は、借入れのつど信託財産中から支払います。

- ⑤ 信託財産留保額

ありません。

- 上記の①、③および④の費用は、運用状況等により変動するため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。また、「4 手数料等及び税金」に記載している費用と税金の合計額、その上限額、計算方法についても、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

<ご参考>

「4 手数料等及び税金」の「(1) 申込手数料」から「(4) その他の手数料等」までに記載の主な手数料において、当該手数料を対価とする役務の内容・収受先等は次の通りです。

申込手数料	投資者のファンドの取得時に、販売会社からの商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売会社における当該取得にかかる事務手続き等の対価として販売会社が収受
信託報酬のうち「委託会社」の報酬	ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価として委託会社が収受
信託報酬のうち「販売会社」の報酬	投資者（受益者）へのファンド購入後の情報提供・運用報告書等各種書類の送付、また口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価として販売会社が収受
信託報酬のうち「受託会社」の報酬	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価として受託会社が収受
証券取引の手数料	有価証券等の売買・取引の際に仲介人に支払う手数料
監査費用	公募投資信託は、外部の監査法人等によるファンドの会計監査が義務付けられているため、当該監査にかかる監査法人等に支払う費用
借入金の利息	受託会社等から一時的に資金を借入れた場合に発生する利息



## (5) 【課税上の取扱い】

### 課税対象

- 分 配 時 : 分配時の「普通分配金」に対して課税されます。  
「元本払戻金(特別分配金)」は非課税です。
- 解約請求・償還時 : 個人の場合 : 解約請求時の解約価額または償還時の償還価額と取得価額<sup>※</sup>の差益に対して課税されます。  
法人の場合 : 解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して課税されます。
- 買 取 請 求 時 : 買取請求時の買取価額と取得価額<sup>※</sup>の差益に対して課税されます。

※ 申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額も含まれます。

### 個人の課税の取扱い

- 分 配 時 : 分配時の普通分配金は、上場株式等の配当所得として、以下の税率により源泉徴収<sup>※</sup>され申告不要制度が適用されます。  
なお、確定申告を行い、総合課税(配当控除の適用はありません)または申告分離課税を選択することもできます。  
※ 外国税額控除の適用となった場合には、当該分配時の税額が異なる場合があります。

- 解約請求・償還・買取請求時 : 解約請求、償還および買取請求時の差益は、上場株式等の譲渡所得として、以下の税率による申告分離課税の対象となり確定申告を行う必要があります。ただし、源泉徴収選択口座(特定口座)を選択した場合、申告不要制度が適用されます。

### 税率(個人)

2037年12月31日まで	20.315% (所得税15%・復興特別所得税0.315%・地方税5%)
2038年 1月 1日以降	20% (所得税15%・地方税5%)

税率は原則として20%(所得税15%・地方税5%)ですが、2037年12月31日までは、復興特別所得税(所得税額に2.1%をかけた額)が付加されるため上記の税率となります。

- 確定申告等により、解約請求、償還および買取請求時の差損(譲渡損失)については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます)の利子所得(申告分離課税を選択した場合に限ります)等との損益通算が可能です。また、解約請求、償還および買取請求時の差益(譲渡益)、普通分配金および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択した場合に限ります)等については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

### 法人の課税の取扱い(分配時、解約請求・償還時)

分配時の普通分配金、解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して以下の税率により源泉徴収<sup>※</sup>されます。

益金不算入制度の適用はありません。

※ 外国税額控除の適用となった場合には、当該分配時の税額が異なる場合があります。

### 税率(法人)

2037年12月31日まで	15.315% (所得税15%・復興特別所得税0.315%)
2038年 1月 1日以降	15% (所得税15%)

税率は原則として15%(所得税のみ)ですが、2037年12月31日までは、復興特別所得税(所得税額に2.1%をかけた額)が付加されるため上記の税率となります。

## 個別元本

- ・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
  - ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出<sup>※</sup>されます。
  - ・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を差引いた額が、その後の当該受益者の個別元本となります。
- ※ 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

## 普通分配金と元本払戻金（特別分配金）

収益分配金は分配前の受益者の個別元本と基準価額の関係により、課税扱いの普通分配金と、個別元本の一部払戻しに相当する非課税扱いの元本払戻金（特別分配金）に区分されます。

普通分配金	元本払戻金（特別分配金）
<p>収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額以上の場合、収益分配金の全額が普通分配金となります。</p>	<p>収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を差引いた額が普通分配金となります。</p>

○ 投資者によっては非課税扱いとなる場合があります。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。  
課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】  
(1)【投資状況】

2023年11月30日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	112,888,844	98.50
内 日本	112,888,844	98.50
コール・ローン、その他の資産 (負債控除後)	1,717,635	1.50
純資産総額	114,606,479	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(参考)

ニッセイ外国株式インデックス マザーファンド

2023年11月30日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	787,780,188,331	96.05
内 アメリカ	570,972,657,191	69.62
内 イギリス	32,906,948,742	4.01
内 カナダ	27,291,042,791	3.33
内 スイス	25,599,593,310	3.12
内 フランス	25,470,679,224	3.11
内 ドイツ	19,678,939,912	2.40
内 オーストラリア	15,398,620,634	1.88
内 オランダ	14,171,932,146	1.73
内 アイルランド	10,119,766,668	1.23
内 デンマーク	7,764,465,978	0.95
内 スウェーデン	7,002,285,210	0.85
内 スペイン	6,388,869,553	0.78
内 イタリア	5,299,462,451	0.65
内 香港	4,391,889,611	0.54
内 シンガポール	2,526,492,191	0.31
内 フィンランド	2,511,754,787	0.31
内 ベルギー	2,185,711,934	0.27
内 ノルウェー	1,563,248,717	0.19
内 ジョージア	1,371,975,823	0.17
内 イスラエル	1,172,513,779	0.14
内 オランダ領キュラソー	1,100,658,252	0.13
内 バミューダ	701,937,897	0.09
内 ポルトガル	514,649,771	0.06
内 ニュージーランド	462,875,983	0.06
内 ケイマン諸島	455,926,213	0.06
内 オーストリア	445,976,865	0.05
内 ルクセンブルグ	309,312,698	0.04
投資証券	15,757,597,116	1.92
内 アメリカ	13,603,756,057	1.66
内 オーストラリア	923,080,377	0.11
内 シンガポール	328,242,578	0.04
内 フランス	305,263,596	0.04
内 イギリス	266,157,769	0.03
内 香港	190,526,506	0.02
内 カナダ	72,697,620	0.01
内 ベルギー	67,872,613	0.01
コール・ローン、その他の資産 (負債控除後)	16,644,816,789	2.03
純資産総額	820,182,602,236	100.00

その他資産の投資状況

2023年11月30日現在

資産の種類		時価合計 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引 (買建)		15,763,451,869	1.92
内	アメリカ	11,667,202,816	1.42
内	ドイツ	2,928,024,480	0.36
内	イギリス	1,168,224,573	0.14

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

2023年11月30日現在

順位	銘柄名 国/地域	種類	株数、口数又は 額面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	ニッセイ外国株式インデックス マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	30,410,227	3.7454 113,898,468	3.7122 112,888,844	— —	98.50

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別及び業種別投資比率

2023年11月30日現在

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	国内		98.50
	小計		98.50
合計 (対純資産総額比)			98.50

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(参考)

ニッセイ外国株式インデックス マザーファンド

2023年11月30日現在

順位	銘柄名 国/地域	種類 業種	株数、口数又は 額面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	APPLE INC アメリカ	株式 テクノロジー・ ハード ウェアおよび機器	1,587,177	27,897.01 44,277,497,300	27,850.64 44,203,904,607	— —	5.39
2	MICROSOFT CORP アメリカ	株式 ソフトウェア・ サービス	716,549	54,420.61 38,995,036,365	55,717.46 39,924,297,052	— —	4.87
3	AMAZON.COM INC アメリカ	株式 一般消費 財・サー ビス流 通・小売 り	942,706	21,356.06 20,132,491,856	21,519.28 20,286,356,634	— —	2.47

4	NVIDIA CORP アメリカ	株式 半導体・ 半導体製 造装置	250,753	72,466.90 18,171,294,707	70,799.49 17,753,186,521	— —	2.16
5	ALPHABET INC-CL A アメリカ	株式 メディア ア・娯楽	601,929	19,899.14 11,977,870,815	19,852.97 11,950,083,977	— —	1.46
6	META PLATFORMS INC-A アメリカ	株式 メディア ア・娯楽	225,631	49,263.69 11,115,417,098	48,856.65 11,023,575,698	— —	1.34
7	ALPHABET INC-CL C アメリカ	株式 メディア ア・娯楽	530,388	20,139.05 10,681,515,648	20,060.34 10,639,767,855	— —	1.30
8	TESLA, INC. アメリカ	株式 自動車・ 自動車部 品	290,003	34,490.86 10,002,453,299	35,905.66 10,412,751,959	— —	1.27
9	UNITEDHEALTH GROUP INC アメリカ	株式 ヘルスケ ア機器・ サービス	94,041	78,869.13 7,416,932,505	78,679.50 7,399,099,668	— —	0.90
10	ELI LILLY & CO アメリカ	株式 医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	81,917	87,023.30 7,128,688,299	87,044.85 7,130,452,993	— —	0.87
11	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B アメリカ	株式 金融サー ビス	132,789	52,786.82 7,009,509,483	52,752.53 7,004,956,808	— —	0.85
12	JPMORGAN CHASE & CO アメリカ	株式 銀行	295,014	22,478.66 6,631,521,405	22,695.84 6,695,591,249	— —	0.82
13	BROADCOM INC アメリカ	株式 半導体・ 半導体製 造装置	45,052	143,309.07 6,456,360,403	138,367.86 6,233,749,193	— —	0.76
14	EXXON MOBIL CORP アメリカ	株式 エネル ギー	406,712	15,431.80 6,276,301,722	15,051.14 6,121,480,797	— —	0.75
15	VISA INC-CLASS A SHARES アメリカ	株式 金融サー ビス	163,121	36,712.40 5,988,564,177	37,389.60 6,099,029,936	— —	0.74
16	JOHNSON & JOHNSON アメリカ	株式 医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	244,468	22,036.80 5,387,293,906	22,370.81 5,468,949,061	— —	0.67
17	PROCTER & GAMBLE CO	株式	239,282	22,218.06	22,226.68	—	0.65

	アメリカ	家庭用品・パーソナル用品		5,316,382,670	5,318,446,621	—	
18	MASTERCARD INC-CLASS A アメリカ	株式 金融サービス	85,417	58,893.50 5,030,506,654	60,272.22 5,148,272,847	— —	0.63
19	NOVO-NORDISK A/S デンマーク	株式 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	331,293	15,036.32 4,981,428,485	14,932.40 4,947,000,918	— —	0.60
20	HOME DEPOT INC アメリカ	株式 一般消費財・サービス流通・小売り	101,531	45,198.92 4,589,091,806	45,741.71 4,644,201,700	— —	0.57
21	NESTLE SA スイス	株式 食品・飲料・タバコ	271,054	16,686.25 4,522,877,166	16,709.35 4,529,136,913	— —	0.55
22	ADOBE INC アメリカ	株式 ソフトウェア・サービス	46,219	88,676.33 4,098,531,527	90,799.54 4,196,664,276	— —	0.51
23	ASML HOLDING NV オランダ	株式 半導体・半導体製造装置	40,925	101,543.09 4,155,651,036	101,622.09 4,158,884,115	— —	0.51
24	CHEVRON CORP アメリカ	株式 エネルギー	184,199	21,244.04 3,913,132,685	21,164.84 3,898,543,044	— —	0.48
25	COSTCO WHOLESALE CORP アメリカ	株式 生活必需品流通・小売り	44,947	84,913.07 3,816,588,075	86,456.57 3,885,963,460	— —	0.47
26	MERCK & CO INC アメリカ	株式 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	257,618	14,962.46 3,854,600,825	14,873.18 3,831,601,229	— —	0.47
27	ABBVIE INC アメリカ	株式 医薬品・バイオテクノロジー・ラ	179,201	20,340.42 3,645,024,300	20,369.19 3,650,180,113	— —	0.45

		イフサイ エンス					
28	COCA-COLA CO アメリカ	株式 食品・飲料・タバコ	417,105	8,424.21 3,513,781,319	8,563.88 3,572,039,711	— —	0.44
29	WALMART INC アメリカ	株式 生活必需品流通・小売り	150,286	22,849.53 3,433,965,695	22,954.68 3,449,767,880	— —	0.42
30	PEPSICO INC アメリカ	株式 食品・飲料・タバコ	139,592	24,526.57 3,423,713,088	24,584.22 3,431,760,605	— —	0.42

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 種類別及び業種別投資比率

2023年11月30日現在

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	ソフトウェア・サービス	10.26
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.82
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.78
		資本財	6.55
		金融サービス	6.50
		半導体・半導体製造装置	6.26
		メディア・娯楽	5.92
		銀行	5.18
		エネルギー	4.83
		一般消費財・サービス流通・小売り	4.52
		ヘルスケア機器・サービス	4.31
		素材	3.92
		食品・飲料・タバコ	3.58
		保険	3.12
		公益事業	2.71
		自動車・自動車部品	2.05
		消費者サービス	2.03
		運輸	1.75
		家庭用品・パーソナル用品	1.67
		生活必需品流通・小売り	1.66
		商業・専門サービス	1.56
		耐久消費財・アパレル	1.51
		電気通信サービス	1.19
不動産管理・開発	0.33		
エクイティ不動産投資信託 (REIT)	0.05		
その他	0.01		
	小計		96.05
投資証券	外国		1.92
	小計		1.92
合 計 (対純資産総額比)			97.97

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。株式 (外国) の業種はG I C S分類 (産業グループ) によるものです。なお、G I C Sに関する知的財産所有権はS & P及びMSCI Inc. に帰属します。

#### ②【投資不動産物件】

該当事項はありません。



(参考)

ニッセイ外国株式インデックス マザーファンド  
該当事項はありません。

### ③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考)

ニッセイ外国株式インデックス マザーファンド

2023年11月30日現在

種類	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物 取引	シカゴ商品 取引所	S&P 500 EMINI FUTURE 202312	買建	348	11,585,953,995	11,667,202,816	1.42
	EUREX 取引所	DJ EURO STOXX 50 202312	買建	414	2,907,296,287	2,928,024,480	0.36
	ICE-E U	FTSE 100 INDEX FUTURE 202312	買建	84	1,180,544,803	1,168,224,573	0.14

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

### (3)【運用実績】

#### ①【純資産の推移】

直近日(2023年11月末)、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第1計算期間末 (2022年11月21日)	91,274,924	91,274,924	0.8429	0.8429
第2計算期間末 (2023年11月20日)	113,964,171	113,964,171	0.9076	0.9076
2022年11月末日	91,240,421	—	0.8426	—
12月末日	88,967,340	—	0.8216	—
2023年1月末日	93,923,349	—	0.8578	—
2月末日	93,232,331	—	0.8515	—
3月末日	93,938,890	—	0.8578	—
4月末日	97,035,770	—	0.8725	—
5月末日	98,935,160	—	0.8763	—
6月末日	102,163,620	—	0.9049	—
7月末日	108,078,250	—	0.9370	—
8月末日	106,938,847	—	0.9181	—
9月末日	106,431,788	—	0.8772	—
10月末日	102,521,277	—	0.8436	—
11月末日	114,606,479	—	0.9127	—

#### ②【分配の推移】

	1口当たりの分配金 (円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000

### ③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第1計算期間	△15.7
第2計算期間	7.7

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落の額）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数により算出しています（第1計算期間については、前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額を用います。）。

### （4）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済数量
第1計算期間	108,282,640	0	108,282,640
第2計算期間	17,428,761	140,316	125,571,085

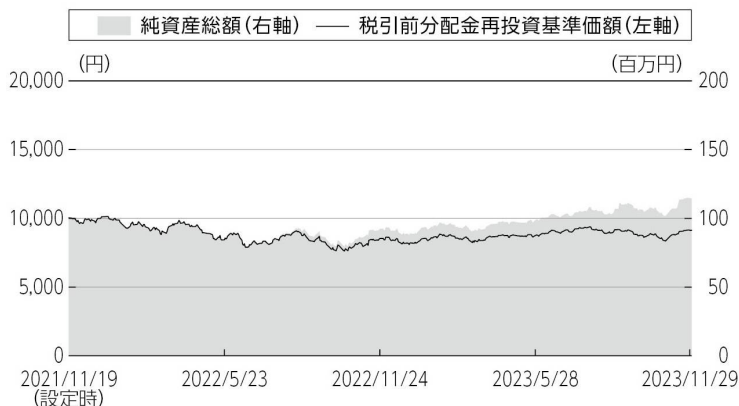
(注1) 本邦外における設定及び解約はありません。

(注2) 第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

# 3.運用実績

2023年11月末現在

## ●基準価額・純資産の推移



基準価額	9,127円
純資産総額	114百万円

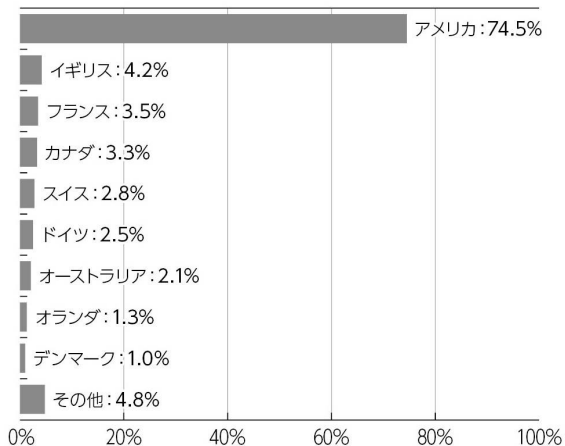
## ●分配の推移 1万口当り(税引前)

2022年11月	0円
2023年11月	0円
直近1年間累計	0円
設定来累計	0円

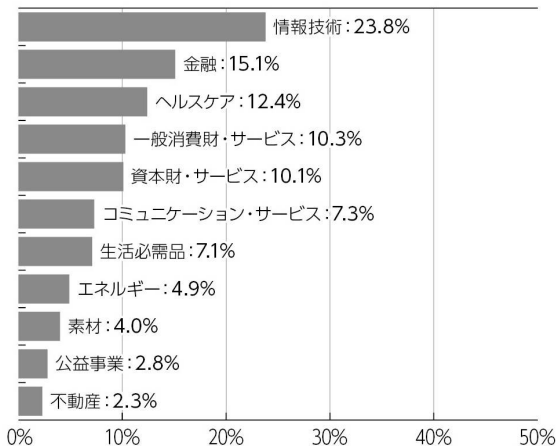
- ・基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。
- ・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

## ●主要な資産の状況(マザーファンド)

### 国・地域別組入比率



### 業種別比率



- ・上記グラフはすべて対組入株式等評価額比です。
- ・国・地域はニッセイアセットマネジメントの分類によるものです。
- ・業種はGICS分類(セクター)によるものです。なお、GICSに関する知的財産所有権はS&PおよびMSCI Inc.に帰属します。

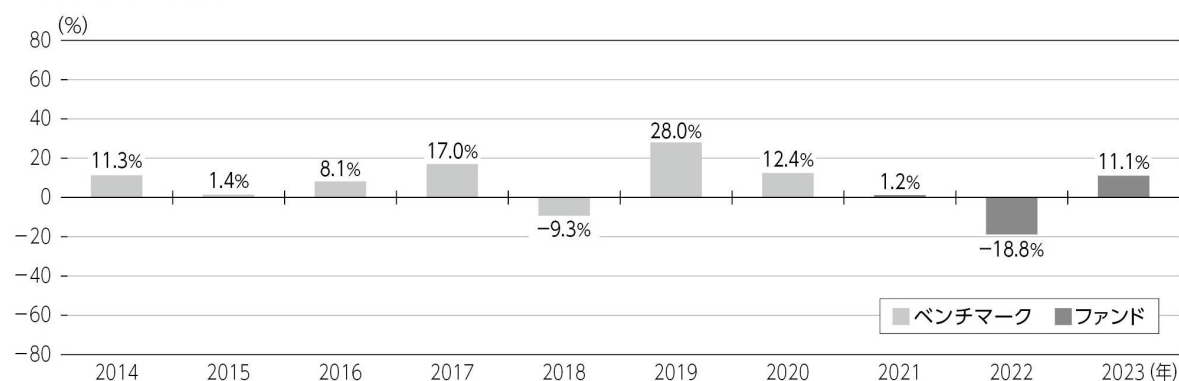
■ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

## ●組入上位銘柄(マザーファンド)

	銘柄	業種	比率
1	アップル	情報技術	5.5%
2	マイクロソフト	情報技術	5.0%
3	アマゾン・ドット・コム	一般消費財・サービス	2.5%
4	エヌビディア	情報技術	2.2%
5	アルファベット(A)	コミュニケーション・サービス	1.5%
6	メタ・プラットフォームズ	コミュニケーション・サービス	1.4%
7	アルファベット(C)	コミュニケーション・サービス	1.3%
8	テスラ	一般消費財・サービス	1.3%
9	ユナイテッドヘルス・グループ	ヘルスケア	0.9%
10	イーライリリー・アンド・カンパニー	ヘルスケア	0.9%

・業種はGICS分類(セクター)によるものです。なお、GICSに関する知的財産所有権はS&PおよびMSCI Inc.に帰属します。  
 ・比率は対組入株式等評価額比です。

## ●年間収益率の推移



・ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。  
 ・2021年はファンド設定時から年末まで、2023年は年始から上記作成基準日までの収益率です。  
 ・2020年以前はベンチマークの収益率です。ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

❗ ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。  
 最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### ① 申込受付

販売会社において、原則として毎営業日に申込みの受付けを行います（ただし、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、申込みの受付けを行いません）。

原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

金融商品取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた申込みの受付けを取消すことがあります。

○ 当ファンドは、投資者と販売会社が締結する投資一任契約に基づき、資産を管理する口座の資金を運用するためのファンドです。当ファンドの購入の申込みを行う投資者は、販売会社と投資一任契約の資産を管理する口座に関する契約および投資一任契約を締結する必要があります。

#### ② 申込単位

各販売会社が定める単位とします。

#### ③ 申込価額（発行価額）

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

#### ④ 販売価額

申込価額と同額とします。

#### ⑤ 申込手数料

ありません。

#### ⑥ その他

1. ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

2. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

(9:00~17:00 土日祝日・年末年始を除く)

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

## 2【換金（解約）手続等】

### ① 換金受付

販売会社において、原則として毎営業日に換金の受付けを行います（ただし、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、換金の受付けを行いません）。

原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

金融商品取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付けを中止することおよび既に受付けた換金の受付けを取消することがあります。

### ② 換金方法

「解約請求」および「買取請求」の2つの方法があります。

### ③ 換金単位

各販売会社が定める単位とします。

### ④ 換金価額

<解約請求の場合>

解約価額：解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

<買取請求の場合>

買取価額：買取請求受付日の翌営業日の基準価額とします（税法上の一定の要件を満たしている場合）。それ以外の場合は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を差引いた額とします。

○ 換金方法および受益者によって課税上の取扱いが異なります。詳細は「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご確認ください。

○ 換金手数料はありません。

### ⑤ 信託財産留保額

ありません。

### ⑥ 支払開始日

解約請求受付日または買取請求受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。

### ⑦ その他

1. 受益者が解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行います。委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約にかかる受益権口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

2. 換金請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該中止以前に行った当日の換金請求を撤回することができます。ただし、受益者が換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとして前記④の規定に準じて算出した価額とします。

3. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

(9:00~17:00 土日祝日・年末年始を除く)

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

① 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を差引いた金額（「純資産総額」といいます）を計算日の受益権総口数で割った金額をいいます。

② ファンドおよびマザーファンドの主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

主な投資資産	評価方法の概要
マザーファンド	計算日の基準価額で評価します。
外国株式	金融商品取引所における計算日に知りうる直近の日の最終相場で評価します。

③ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます）の円換算については、原則として国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

④ 予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

⑤ 基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。

⑥ 基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

(9:00~17:00 土日祝日・年末年始を除く)

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

無期限です。

#### (4)【計算期間】

毎年11月21日から翌年11月20日までとします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの償還日とします。

#### (5)【その他】

##### ① 繰上償還

1. 委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

i. 受益権の口数が30億口または純資産総額が30億円を下回っている場合

ii. この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき

iii. やむを得ない事情が発生したとき

2. 委託会社は、前記1.により解約するときには、書面による決議（以下「書面決議」といいます）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までにこの信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

3. 前記2.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下当該3.において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

4. 前記2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
  5. 前記2. から4. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記2. から4. までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。
  6. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約しファンドを終了させます。
  7. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、ファンドは、後記「② 約款の変更等 2.」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
  8. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「② 約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。
  9. 償還金については、原則として償還日から起算して5営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目）までにお支払いします。
- ② 約款の変更等
1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、約款は当該「② 約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
  2. 委託会社は、前記1. の事項（前記1. の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあつてはその併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
  3. 前記2. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下当該3. において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議に賛成するものとみなします。
  4. 前記2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
  5. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
  6. 前記2. から5. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
  7. 前記1. から6. までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
  8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは、前記1. から7. までの規定にしたがいます。



③ 反対者の買取請求の不適用

ファンドは、受益者からの換金請求に対して、この信託契約の一部を解約することにより公正な価格をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、前記「① 繰上償還」に規定する信託契約の解約または前記「② 約款の変更等」に規定する重大な約款の変更等を行う場合の書面決議において反対した受益者からの買取請求を受付けません。

④ 公告

電子公告により行い、委託会社のホームページ (<https://www.nam.co.jp/>) に掲載します。

○ 電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤ 運用報告書の作成

委託会社は、ファンドの計算期間の末日毎および償還時に期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

・ 交付運用報告書は、販売会社を通じてファンドの知れている受益者に交付します。

・ 運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ (<https://www.nam.co.jp/>) に掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、交付します。

⑥ 信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑦ 関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「受益権の募集・販売の取扱等に関する契約」は、契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

#### 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

##### (1) 収益分配金に対する請求権

受益者には、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利があります。

収益分配金は、税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

##### (2) 償還金に対する請求権

受益者には、持分に応じて償還金を請求する権利があります。原則として償還日から起算して5営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目）までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

##### (3) 解約請求権

受益者には、持分に応じて解約請求する権利があります。権利行使の方法等については、前記「2 換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

##### (4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する法令で定められた帳簿書類の閲覧を請求することができます。

##### (5) 書面決議における議決権

委託会社が、書面決議において信託契約の解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます）または重大な約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行行使することができます。

##### (6) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- ① 他の受益者の氏名または名称および住所
- ② 他の受益者が有する受益権の内容

### 第3【ファンドの経理状況】

1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間（2022年11月22日から2023年11月20日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2024年2月16日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 百瀬和政  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニッセイ先進国株式インデックス（為替ヘッジあり）（ラップ専用）の2022年11月22日から2023年11月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイ先進国株式インデックス（為替ヘッジあり）（ラップ専用）の2023年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。  
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

# 1 【財務諸表】

【ニッセイ先進国株式インデックス（為替ヘッジあり）（ラップ専用）】

## （1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 2022年11月21日現在	第2期 2023年11月20日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	86	755
コール・ローン	30,547	35,708
親投資信託受益証券	87,187,939	113,901,183
派生商品評価勘定	4,087,522	589,624
未収入金	541	669
流動資産合計	91,306,635	114,527,939
<b>資産合計</b>	<b>91,306,635</b>	<b>114,527,939</b>
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	—	525,961
未払受託者報酬	9,626	11,452
未払委託者報酬	21,711	25,823
その他未払費用	374	532
流動負債合計	31,711	563,768
<b>負債合計</b>	<b>31,711</b>	<b>563,768</b>
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	108,282,640	125,571,085
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△17,007,716	△11,606,914
（分配準備積立金）	—	—
元本等合計	91,274,924	113,964,171
<b>純資産合計</b>	<b>91,274,924</b>	<b>113,964,171</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>91,306,635</b>	<b>114,527,939</b>

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期		第2期	
	自	2021年11月19日	自	2022年11月22日
	至	2022年11月21日	至	2023年11月20日
<b>営業収益</b>				
有価証券売買等損益		2,510,482		21,108,356
為替差損益		△18,201,748		△13,829,325
営業収益合計		△15,691,266		7,279,031
<b>営業費用</b>				
受託者報酬		19,913		21,667
委託者報酬		44,884		48,884
その他費用		14,401		6,836
営業費用合計		79,198		77,387
営業利益又は営業損失(△)		△15,770,464		7,201,644
経常利益又は経常損失(△)		△15,770,464		7,201,644
当期純利益又は当期純損失(△)		△15,770,464		7,201,644
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		—		2,823
期首剰余金又は期首欠損金(△)		—		△17,007,716
剰余金増加額又は欠損金減少額		—		21,991
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		—		21,991
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		—		—
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,237,252		1,820,010
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		—		—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,237,252		1,820,010
分配金		—		—
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△17,007,716		△11,606,914

### (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第2期	
	自 2022年11月22日	至 2023年11月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として国内における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。	
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年11月20日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間末日が休業日のため、2022年11月22日から2023年11月20日までとなっております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1期	第2期
	2022年11月21日現在	2023年11月20日現在
1. 期首元本額	100,000,000円	108,282,640円
期中追加設定元本額	8,282,640円	17,428,761円
期中一部解約元本額	－円	140,316円
2. 受益権の総数	108,282,640口	125,571,085口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は17,007,716円であります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は11,606,914円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第1期	第2期
	自 2021年11月19日 至 2022年11月21日	自 2022年11月22日 至 2023年11月20日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(0円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は0円(1万口当たり0円)のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り(0円)としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(0円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は0円(1万口当たり0円)のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り(0円)としております。



(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第1期 自 2021年11月19日 至 2022年11月21日	第2期 自 2022年11月22日 至 2023年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。親投資信託受益証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的として行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期	第2期
	2022年11月21日現在	2023年11月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第1期	第2期
	2022年11月21日現在	2023年11月20日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	2,757,719	19,175,510
合計	2,757,719	19,175,510

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

種類	第1期			
	2022年11月21日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引 為替予約取引				
売建	88,803,000	—	84,715,478	4,087,522
アメリカ・ドル	66,446,000	—	62,824,230	3,621,770
イギリス・ポンド	3,926,000	—	3,835,639	90,361
イスラエル・シケル	141,000	—	135,512	5,488
オーストラリア・ドル	1,891,000	—	1,857,847	33,153
カナダ・ドル	3,220,000	—	3,095,570	124,430
シンガポール・ドル	320,000	—	311,310	8,690
スイス・フラン	2,518,000	—	2,494,021	23,979
スウェーデン・クローナ	839,000	—	820,150	18,850
デンマーク・クローネ	663,000	—	654,178	8,822
ニュージーランド・ドル	45,000	—	44,829	171
ノルウェー・クローネ	199,000	—	191,366	7,634
ユーロ	8,016,000	—	7,901,559	114,441
香港・ドル	579,000	—	549,267	29,733
合計	88,803,000	—	84,715,478	4,087,522

種類	第2期			
	2023年11月20日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引 為替予約取引				
売建	108,776,000	—	108,712,337	63,663
アメリカ・ドル	81,472,000	—	80,885,879	586,121
イギリス・ポンド	4,788,000	—	4,872,852	△84,852
イスラエル・シケル	107,000	—	115,264	△8,264
オーストラリア・ドル	2,179,000	—	2,223,524	△44,524
カナダ・ドル	3,499,000	—	3,512,991	△13,991
シンガポール・ドル	388,000	—	392,351	△4,351
スイス・フラン	2,946,000	—	2,997,814	△51,814
スウェーデン・クローナ	919,000	—	966,596	△47,596
デンマーク・クローネ	1,014,000	—	1,038,096	△24,096
ニュージーランド・ドル	57,000	—	58,475	△1,475
ノルウェー・クローネ	204,000	—	209,350	△5,350
ユーロ	10,532,000	—	10,770,851	△238,851
香港・ドル	671,000	—	668,294	2,706
合計	108,776,000	—	108,712,337	63,663

(注) 為替予約取引

1. 時価の算定方法

国内における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。ただし、当該日を超える先物相場が発表されていない場合は、当該為替予約は当該日に最も近い日に発表されている先物相場の仲値によって評価しております。

2. 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第1期 2022年11月21日現在	第2期 2023年11月20日現在
1口当たり純資産額	0.8429円	0.9076円
(1万口当たり純資産額)	(8,429円)	(9,076円)

#### (4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2023年11月20日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	ニッセイ外国株式インデックス マザーファンド	30,410,953	113,901,183	
親投資信託受益証券	合計	30,410,953	113,901,183	
合計			113,901,183	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

(参考)

当ファンドは、「ニッセイ外国株式インデックス マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

開示対象ファンドの開示対象期間末日（以下、「計算日」という。）における同親投資信託の状況は以下の通りであります。それらは監査意見の対象外であります。

ニッセイ外国株式インデックス マザーファンド  
貸借対照表

(単位：円)

2023年11月20日現在	
資産の部	
流動資産	
預金	1,715,957,241
金銭信託	376,584,134
コール・ローン	17,809,384,820
株式	780,690,036,233
投資証券	15,356,225,963
派生商品評価勘定	892,480,083
未収入金	251,177,431
未収配当金	950,156,766
差入委託証拠金	10,986,378,000
流動資産合計	829,028,380,671
資産合計	829,028,380,671
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	163,513,432
未払解約金	1,806,984,938
その他未払費用	18,403
流動負債合計	1,970,516,773
負債合計	1,970,516,773
純資産の部	
元本等	
元本	220,818,463,085
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	606,239,400,813
元本等合計	827,057,863,898
純資産合計	827,057,863,898
負債純資産合計	829,028,380,671

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2022年11月22日 至 2023年11月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、残額については入金時に計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	2023年11月20日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	196,274,174,923円
同期中追加設定元本額	49,199,373,042円
同期中一部解約元本額	24,655,084,880円
元本の内訳	
ファンド名	
DCニッセイワールドセレクトファンド（債券重視型）	794,706,462円
DCニッセイワールドセレクトファンド（標準型）	3,806,956,625円
DCニッセイワールドセレクトファンド（株式重視型）	3,508,595,111円
ニッセイ外国株式インデックスSA（適格機関投資家限定）	2,154,739,003円
ニッセイインデックスバランス（債券重視型）SA（適格機関投資家限定）	949,369円
ニッセイインデックスバランス（標準型）SA（適格機関投資家限定）	5,648,440円
ニッセイインデックスバランス（成長型）SA（適格機関投資家限定）	5,790,300円
ニッセイ外国株式インデックスファンドII（適格機関投資家限定）	326,433,259円

＜購入・換金手数料なし＞ニッセイ外国株式インデックスファンド	158,220,790,915円
DCニッセイ外国株式インデックス	39,070,481,438円
＜購入・換金手数料なし＞ニッセイ・インデックスバランスファンド (4資産均等型)	2,629,645,151円
DCニッセイターゲットデートファンド2055	395,039,390円
DCニッセイワールドセレクトファンド(安定型)	177,542,196円
DCニッセイターゲットデートファンド2045	454,908,719円
DCニッセイターゲットデートファンド2035	677,865,953円
DCニッセイターゲットデートファンド2025	13,655,388円
＜購入・換金手数料なし＞ニッセイ・インデックスバランスファンド (6資産均等型)	94,377,931円
ニッセイ・インデックスパッケージ(内外・株式)	7,675,694円
ニッセイ・インデックスパッケージ(内外・株式/リート)	10,219,362円
ニッセイ・インデックスパッケージ(内外・株式/リート/債券)	3,714,441円
＜購入・換金手数料なし＞ニッセイ・インデックスバランスファンド (8資産均等型)	21,299,634円
DCニッセイターゲットデートファンド2060	312,220,561円
DCニッセイターゲットデートファンド2050	199,356,481円
DCニッセイターゲットデートファンド2040	390,015,492円
DCニッセイターゲットデートファンド2030	184,195,638円
ニッセイ海外資産インデックス・バランスファンド2020-02(適 格機関投資家限定)	161,299,099円
＜購入・換金手数料なし＞ニッセイ世界株式ファンド(GDP型バス ケット)	253,851,314円
ニッセイ海外資産インデックス・バランスファンド2020-09(適 格機関投資家限定)	162,468,312円
ニッセイ海外資産インデックス・バランスファンド2021-01(適 格機関投資家限定)	159,155,707円
ニッセイ海外資産インデックス・バランスファンド2021-05(適 格機関投資家限定)	158,496,026円
ニッセイ海外資産インデックス・バランスファンド2021-08(適 格機関投資家限定)	141,595,628円
ニッセイ先進国株式インデックス(為替ヘッジあり)(ラップ専用)	30,410,953円
ニッセイ先進国株式インデックス(為替ヘッジなし)(ラップ専用)	6,069,453,038円
FWニッセイ先進国株インデックス	56,059,397円
DCニッセイターゲットデートファンド2065	58,158,827円
ニッセイ海外資産インデックス・バランスファンドII2023-05 (適格機関投資家限定)	100,296,022円
DCニッセイ全世界株式インデックスコレクト	395,809円
計	220,818,463,085円
2. 受益権の総数	220,818,463,085口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2022年11月22日 至 2023年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引及び為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的として行っており、株価及び為替相場の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2023年11月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。



(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2023年11月20日現在	
	当期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)	
株式	37,287,559,381	
投資証券	△253,774,971	
合計	37,033,784,410	

(注) 「当期間の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(2023年5月23日から2023年11月20日まで)に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

種類	2023年11月20日現在			
	契約額等 (円)	うち		評価損益 (円)
		1年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引 買建				
アメリカ・ドル	15,040,401,421	—	14,963,312,969	△77,088,452
イギリス・ポンド	11,046,360,127	—	10,932,608,017	△113,752,110
ユーロ	1,312,924,405	—	1,322,947,925	10,023,520
ユーロ	2,681,116,889	—	2,707,757,027	26,640,138
合計	15,040,401,421	—	14,963,312,969	△77,088,452

(注) 為替予約取引

時価の算定方法

国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。ただし、当該日を超える先物相場が発表されていない場合は、当該為替予約は当該日に最も近い日に発表されている先物相場の仲値によって評価しております。

株式関連

種類	2023年11月20日現在			
	契約額等 (円)	うち		評価損益 (円)
		1年超		
市場取引 先物取引 買建				
	29,105,566,948	—	29,911,622,049	806,055,101
合計	29,105,566,948	—	29,911,622,049	806,055,101

(注) 株価指数先物取引

1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。

3. 評価損益は契約額等と時価の差額であります。なお、契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

2023年11月20日現在	
1口当たり純資産額	3,7454円
(1万口当たり純資産額)	(37,454円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

2023年11月20日現在

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	3M CO	54,857	95.340	5,230,066.38	
	ABBOTT LABORATORIES	172,846	99.550	17,206,819.30	
	ABBVIE INC	175,364	138.300	24,252,841.20	
	ACCENTURE PLC	62,697	327.830	20,553,957.51	
	ADOBE INC	45,300	602.660	27,300,498.00	
	ADVANCED MICRO DEVICES INC	160,060	120.620	19,306,437.20	
	AECOM	13,116	86.980	1,140,829.68	
	AERCAP HOLDINGS NV	15,312	68.590	1,050,250.08	
	AES CORP	66,550	17.010	1,132,015.50	
	AFLAC INC	57,028	81.770	4,663,179.56	
	AGILENT TECHNOLOGIES INC	29,367	113.150	3,322,876.05	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	22,081	269.990	5,961,649.19	
	AIRBNB INC-CLASS A	40,989	127.150	5,211,751.35	
	AKAMAI TECHNOLOGIES INC	15,119	112.370	1,698,922.03	
	ALBEMARLE CORP	11,663	127.390	1,485,749.57	
	ALBERTSONS COS INC - CLASS A	31,455	21.010	660,869.55	
	ALIGN TECHNOLOGY INC	7,225	206.640	1,492,974.00	
	ALLEGION PLC	8,744	106.350	929,924.40	
	ALLIANT ENERGY CORP	24,963	49.230	1,228,928.49	
	ALLSTATE CORP	26,137	134.190	3,507,324.03	
	ALLY FINANCIAL INC	26,904	27.510	740,129.04	
	ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	12,382	163.730	2,027,304.86	
	ALPHABET INC-CL A	590,278	135.310	79,870,516.18	
	ALPHABET INC-CL C	525,637	136.940	71,980,730.78	
	ALTRIA GROUP INC	177,462	40.820	7,243,998.84	
	AMAZON.COM INC	917,816	145.180	133,248,526.88	
	AMCOR PLC	146,558	9.370	1,373,248.46	
	AMEREN CORPORATION	26,086	77.120	2,011,752.32	
	AMERICAN ELECTRIC POWER CO INC	51,163	77.390	3,959,504.57	
	AMERICAN EXPRESS CO	62,795	162.560	10,207,955.20	
	AMERICAN FINANCIAL GROUP	7,198	109.160	785,733.68	

INC				
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	71,869	64.480	4,634,113.12	
AMERICAN WATER WORKS CO INC	19,341	132.100	2,554,946.10	
AMERIPRISE FINANCIAL INC	10,344	347.830	3,597,953.52	
AMETEK INC	22,907	155.660	3,565,703.62	
AMGEN INC	53,110	265.390	14,094,862.90	
AMPHENOL CORP-CL A	59,174	89.700	5,307,907.80	
ANALOG DEVICES INC	49,846	183.050	9,124,310.30	
ANSYS INC	8,614	299.460	2,579,548.44	
AON PLC	20,301	329.740	6,694,051.74	
APA CORP	30,618	36.870	1,128,885.66	
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	39,480	86.840	3,428,443.20	
APPLE INC	1,563,302	189.690	296,542,756.38	
APPLIED MATERIALS INC	83,459	148.590	12,401,172.81	
APTIV PLC	28,126	81.180	2,283,268.68	
ARAMARK	24,598	27.710	681,610.58	
ARCH CAPITAL GROUP LTD	36,972	83.600	3,090,859.20	
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	54,132	73.960	4,003,602.72	
ARES MANAGEMENT CORP - A	15,960	107.080	1,708,996.80	
ARISTA NETWORKS INC	26,046	214.630	5,590,252.98	
ARROW ELECTRONICS INC	5,705	123.490	704,510.45	
ARTHUR J GALLAGHER & CO	21,295	245.450	5,226,857.75	
ASPEN TECHNOLOGY INC	2,904	183.660	533,348.64	
ASSURANT INC	5,281	161.280	851,719.68	
AT&T INC	711,842	15.900	11,318,287.80	
ATLASSIAN CORP-CL A	15,096	184.990	2,792,609.04	
ATMOS ENERGY CORP	14,346	113.900	1,634,009.40	
AUTODESK INC	21,241	217.330	4,616,306.53	
AUTOMATIC DATA PROCESSING INC	41,065	229.390	9,419,900.35	
AUTOZONE INC	1,804	2,627.050	4,739,198.20	
AVANTOR INC	67,132	19.340	1,298,332.88	
AVERY DENNISON CORP	8,028	189.960	1,524,998.88	
AXON ENTERPRISE INC	6,978	223.480	1,559,443.44	
BAKER HUGHES COMPANY	100,612	33.710	3,391,630.52	
BALL CORP	31,273	52.360	1,637,454.28	
BANK OF AMERICA CORP	712,853	29.980	21,371,332.94	
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	77,380	47.200	3,652,336.00	
BATH & BODY WORKS INC	21,613	29.360	634,557.68	
BAXTER INTERNATIONAL INC	50,268	35.460	1,782,503.28	
BECTON DICKINSON & CO	28,228	233.270	6,584,745.56	
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	21,005	52.890	1,110,954.45	
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	128,804	358.930	46,231,619.72	

BEST BUY CO INC	19,519	68.220	1,331,586.18
BILL HOLDINGS, INC.	9,510	63.720	605,977.20
BIO-RAD LABORATORIES-CL A	2,198	299.360	657,993.28
BIO-TECHNE CORP	15,656	61.050	955,798.80
BIOGEN INC	14,383	228.000	3,279,324.00
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	18,662	87.520	1,633,298.24
BLACKROCK INC	14,885	716.860	10,670,461.10
BLACKSTONE INC	70,182	104.960	7,366,302.72
BLOCK INC	54,114	58.190	3,148,893.66
BOEING CO	56,802	208.040	11,817,088.08
BOOKING HOLDINGS INC	3,671	3,135.250	11,509,502.75
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	13,012	126.820	1,650,181.84
BORGWARNER INC	23,286	34.420	801,504.12
BOSTON SCIENTIFIC CORP	142,872	54.340	7,763,664.48
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	208,835	50.840	10,617,171.40
BROADCOM INC	41,017	977.730	40,103,551.41
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIO	11,728	182.700	2,142,705.60
BROWN & BROWN INC	23,958	73.010	1,749,173.58
BROWN-FORMAN CORP -CL B	30,841	58.510	1,804,506.91
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	12,728	133.590	1,700,333.52
BUNGE GLOBAL SA	14,962	106.800	1,597,941.60
BURLINGTON STORES INC	6,451	136.000	877,336.00
C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	11,570	82.600	955,682.00
CADENCE DESIGN SYSTEMS INC	27,099	268.270	7,269,848.73
CAESARS ENTERTAINMENT INC	21,388	45.910	981,923.08
CAMPBELL SOUP CO	19,287	40.880	788,452.56
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	37,942	107.680	4,085,594.56
CARDINAL HEALTH INC	25,288	103.390	2,614,526.32
CARLISLE COS INC	5,065	273.260	1,384,061.90
CARLYLE GROUP INC/THE	21,579	31.850	687,291.15
CARMAX INC	15,721	63.970	1,005,672.37
CARNIVAL CORP	100,092	14.790	1,480,360.68
CARRIER GLOBAL CORP	82,969	53.220	4,415,610.18
CATALENT INC	17,927	39.870	714,749.49
CATERPILLAR INC	51,222	253.070	12,962,751.54
CBOE GLOBAL MARKETS INC	10,489	176.660	1,852,986.74
CBRE GROUP INC	30,892	78.140	2,413,900.88
CDW CORP/DE	13,399	215.290	2,884,670.71
CELANESE CORP-SERIES A	10,270	129.930	1,334,381.10
CENCORA, INC.	17,078	195.000	3,330,210.00
CENTENE CORP	54,564	72.610	3,961,892.04
CENTERPOINT ENERGY INC	62,627	27.800	1,741,030.60

CERIDIAN HCM HOLDING INC	14,638	69.290	1,014,267.02	
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	19,359	77.460	1,499,548.14	
CHARLES RIVER LABORATORIES	5,089	189.040	962,024.56	
CHARLES SCHWAB CORP	149,463	56.780	8,486,509.14	
CHARTER COMMUNICATIONS-CL A	9,726	407.700	3,965,290.20	
CHECK POINT SOFTWARE TECHNOLOGIES	9,291	142.360	1,322,666.76	
CHENIERE ENERGY INC	24,134	173.500	4,187,249.00	
CHESAPEAKE ENERGY CORP	11,297	81.580	921,609.26	
CHEVRON CORP	180,337	144.460	26,051,483.02	
CHEWY INC - CLASS A	11,572	20.520	237,457.44	
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	2,742	2,162.220	5,928,807.24	
CHUBB LTD	41,160	222.630	9,163,450.80	
CHURCH & DWIGHT CO INC	24,281	92.400	2,243,564.40	
CINCINNATI FINANCIAL CORP	15,624	100.890	1,576,305.36	
CINTAS CORP	9,097	547.970	4,984,883.09	
CISCO SYSTEMS INC	405,041	47.755	19,342,732.95	
CITIGROUP INC	193,484	45.360	8,776,434.24	
CITIZENS FINANCIAL GROUP	48,071	27.770	1,334,931.67	
CLARIVATE PLC	33,739	7.210	243,258.19	
CLEVELAND-CLIFFS INC	51,226	16.990	870,329.74	
CLOROX CO	12,292	139.170	1,710,677.64	
CLOUDFLARE INC - CLASS A	27,332	72.690	1,986,763.08	
CME GROUP INC	35,757	213.420	7,631,258.94	
CMS ENERGY CORP	28,964	57.400	1,662,533.60	
COCA-COLA CO	408,394	57.260	23,384,640.44	
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS PLC	20,486	60.080	1,230,798.88	
COGNEX CORP	17,166	36.940	634,112.04	
COGNIZANT TECHNOLOGY SOLUTIONS CORP	50,429	69.530	3,506,328.37	
COINBASE GLOBAL INC - CLASS A	16,718	99.050	1,655,917.90	
COLGATE-PALMOLIVE CO	78,369	75.580	5,923,129.02	
COMCAST CORP	413,412	42.420	17,536,937.04	
CONAGRA BRANDS INC	47,463	28.180	1,337,507.34	
CONFLUENT INC-CLASS A	16,266	19.010	309,216.66	
CONOCOPHILLIPS	120,264	114.590	13,781,051.76	
CONSOLIDATED EDISON INC	34,424	91.360	3,144,976.64	
CONSTELLATION BRANDS INC-A	16,395	235.630	3,863,153.85	
CONSTELLATION ENERGY	32,232	121.690	3,922,312.08	
COOPER COS INC/THE	4,918	337.120	1,657,956.16	
COPART INC	85,394	50.220	4,288,486.68	
CORNING INC	80,312	28.480	2,287,285.76	

CORTEVA INC	70,661	47.320	3,343,678.52
COSTAR GROUP INC	40,609	82.730	3,359,582.57
COSTCO WHOLESALE CORP	44,046	577.150	25,421,148.90
COTERRA ENERGY INC	75,285	26.750	2,013,873.75
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	22,277	207.090	4,613,343.93
CROWN HOLDINGS INC	11,932	83.590	997,395.88
CSX CORP	203,565	31.620	6,436,725.30
CUMMINS INC	14,074	225.500	3,173,687.00
CVS HEALTH CORP	127,446	68.810	8,769,559.26
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	4,148	189.270	785,091.96
DANAHER CORP	69,678	207.780	14,477,694.84
DARDEN RESTAURANTS INC	12,019	155.860	1,873,281.34
DARLING INTERNATIONAL INC	15,858	43.560	690,774.48
DATADOG INC - CLASS A	25,031	109.540	2,741,895.74
DAVITA INC	5,396	96.160	518,879.36
DECKERS OUTDOOR CORP	2,598	620.510	1,612,084.98
DEERE & CO	27,684	384.150	10,634,808.60
DELL TECHNOLOGIES -C	25,441	73.600	1,872,457.60
DELTA AIR LINES INC	15,952	36.060	575,229.12
DENTSPLY SIRONA INC	21,117	29.690	626,963.73
DEVON ENERGY CORPORATION	63,789	45.360	2,893,469.04
DEXCOM INC	38,529	104.970	4,044,389.13
DIAMONDBACK ENERGY INC	17,081	156.150	2,667,198.15
DICK'S SPORTING GOODS INC	6,224	118.080	734,929.92
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	25,235	86.380	2,179,799.30
DOCUSIGN INC	20,116	42.950	863,982.20
DOLLAR GENERAL CORP	21,806	121.110	2,640,924.66
DOLLAR TREE INC	20,809	115.000	2,393,035.00
DOMINION ENERGY INC	83,129	46.760	3,887,112.04
DOMINO'S PIZZA INC	3,512	372.420	1,307,939.04
DOORDASH INC - A	25,117	95.230	2,391,891.91
DOVER CORP	13,906	137.790	1,916,107.74
DOW INC	70,321	51.700	3,635,595.70
DR HORTON INC	30,492	128.060	3,904,805.52
DRAFTKINGS INC	41,355	38.370	1,586,791.35
DROPBOX INC-CLASS A	25,714	27.140	697,877.96
DTE ENERGY COMPANY	20,481	103.600	2,121,831.60
DUKE ENERGY CORP	76,614	90.010	6,896,026.14
DUPONT DE NEMOURS INC	45,594	71.220	3,247,204.68
DYNATRACE INC	24,755	51.200	1,267,456.00
EASTMAN CHEMICAL COMPANY	11,849	81.520	965,930.48
EATON CORP PLC	39,617	227.800	9,024,752.60
EBAY INC	53,138	40.140	2,132,959.32
ECOLAB INC	25,472	184.350	4,695,763.20
EDISON INTERNATIONAL	38,038	65.930	2,507,845.34

EDWARDS LIFESCIENCES CORP	60,256	66.900	4,031,126.40
ELECTRONIC ARTS INC	25,693	133.700	3,435,154.10
ELEVANCE HEALTH, INC	23,563	462.950	10,908,490.85
ELI LILLY & CO	80,197	591.710	47,453,366.87
EMERSON ELECTRIC CO	56,799	89.270	5,070,446.73
ENPHASE ENERGY INC	13,628	92.860	1,265,496.08
ENTEGRIS INC	14,882	102.860	1,530,762.52
ENTERGY CORP	21,020	99.110	2,083,292.20
EOG RESOURCES INC	58,124	124.000	7,207,376.00
EPAM SYSTEMS INC	5,757	258.240	1,486,687.68
EQT CORP	35,930	40.370	1,450,494.10
EQUIFAX INC	12,192	205.210	2,501,920.32
EQUITABLE HOLDINGS INC	35,316	28.380	1,002,268.08
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	2,527	280.010	707,585.27
ESSENTIAL UTILITIES INC	24,988	35.570	888,823.16
ESTEE LAUDER COS INC	23,063	123.810	2,855,430.03
ETSY INC	12,268	72.530	889,798.04
EVEREST GROUP LTD	4,257	396.300	1,687,049.10
EVERGY INC	22,818	50.390	1,149,799.02
EVERSOURCE ENERGY	34,684	58.510	2,029,360.84
EXACT SCIENCES CORP	17,930	66.300	1,188,759.00
EXELON CORP	98,803	38.950	3,848,376.85
EXPEDIA GROUP INC	14,168	136.380	1,932,231.84
EXPEDITORS INTERNATIONAL WASHINGTON INC	15,176	118.980	1,805,640.48
EXXON MOBIL CORP	401,789	104.960	42,171,773.44
F5 INC	6,006	163.080	979,458.48
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	3,791	457.340	1,733,775.94
FAIR ISAAC CORP	2,483	1,042.270	2,587,956.41
FASTENAL CO	56,798	60.750	3,450,478.50
FEDEX CORP	23,729	255.950	6,073,437.55
FERGUSON PLC	20,323	166.480	3,383,373.04
FIDELITY NATIONAL FINANCIAL	25,714	45.050	1,158,415.70
FIDELITY NATIONAL INFORMATION	58,915	54.670	3,220,883.05
FIFTH THIRD BANCORP	67,677	27.560	1,865,178.12
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	1,074	1,460.110	1,568,158.14
FIRST HORIZON NATIONAL CORP	52,806	12.350	652,154.10
FIRST SOLAR INC	10,086	155.020	1,563,531.72
FIRSTENERGY CORP	54,088	37.180	2,010,991.84
FISERV INC	61,358	124.080	7,613,300.64
FLEETCOR TECHNOLOGIES INC	6,971	232.810	1,622,918.51
FMC CORP	12,441	53.650	667,459.65

FORD MOTOR CO	390,619	10.270	4,011,657.13	
FORTINET INC	66,327	51.260	3,399,922.02	
FORTIVE CORP	35,129	68.100	2,392,284.90	
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS, INC	12,587	67.240	846,349.88	
FOX CORP – CLASS A	26,377	30.360	800,805.72	
FOX CORP– CLASS B	14,432	28.430	410,301.76	
FRANKLIN RESOURCES INC	29,838	24.270	724,168.26	
FREEPORT–MCMORAN INC	142,427	36.000	5,127,372.00	
FUTU HOLDINGS LTD–ADR	5,481	59.570	326,503.17	
GARMIN LTD	15,225	119.510	1,819,539.75	
GARTNER INC	7,854	417.610	3,279,908.94	
GE HEALTHCARE TECHNOLOGY	40,664	73.000	2,968,472.00	
GEN DIGITAL INC	57,296	20.660	1,183,735.36	
GENERAC HOLDINGS INC	6,185	114.120	705,832.20	
GENERAL DYNAMICS CORP	23,183	244.690	5,672,648.27	
GENERAL ELECTRIC CO	108,217	119.930	12,978,464.81	
GENERAL MILLS INC	58,186	64.760	3,768,125.36	
GENERAL MOTORS CO	138,143	28.030	3,872,148.29	
GENUINE PARTS CO	13,971	137.410	1,919,755.11	
GILEAD SCIENCES INC	123,982	75.450	9,354,441.90	
GLOBAL PAYMENTS INC	26,039	112.050	2,917,669.95	
GLOBAL–E ONLINE LTD	8,980	30.520	274,069.60	
GLOBE LIFE INC	9,000	118.300	1,064,700.00	
GODADDY INC – CLASS A	14,543	92.110	1,339,555.73	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	33,038	339.190	11,206,159.22	
GRAB HOLDINGS LTD – CL A	186,303	3.310	616,662.93	
GRACO INC	16,745	80.590	1,349,479.55	
HALLIBURTON CO	89,652	37.990	3,405,879.48	
HARTFORD FINANCIAL SERVICES GROUP INC	30,804	76.540	2,357,738.16	
HASBRO INC	13,100	45.150	591,465.00	
HCA HEALTHCARE INC	20,512	246.380	5,053,746.56	
HEICO CORP	4,323	169.970	734,780.31	
HEICO CORP–CLASS A	7,401	136.150	1,007,646.15	
HENRY SCHEIN INC	13,016	68.750	894,850.00	
HERSHEY CO/THE	14,644	196.000	2,870,224.00	
HESS CORP	27,460	144.450	3,966,597.00	
HEWLETT PACKARD ENTERPRIS	128,301	15.930	2,043,834.93	
HF SINCLAIR CORP	15,268	53.680	819,586.24	
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	26,295	168.290	4,425,185.55	
HOLOGIC INC	24,454	71.870	1,757,508.98	
HOME DEPOT INC	99,929	307.270	30,705,183.83	
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	66,175	191.210	12,653,321.75	
HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	110,300	3.290	362,887.00	
HORMEL FOODS CORP	29,920	32.520	972,998.40	



HOWMET AEROSPACE INC	38,971	51.470	2,005,837.37	
HP INC	88,178	28.310	2,496,319.18	
HUBBELL INC	5,325	300.860	1,602,079.50	
HUBSPOT INC	4,686	468.620	2,195,953.32	
HUMANA INC	12,419	498.090	6,185,779.71	
HUNTINGTON BANCSHARES INC	143,562	11.080	1,590,666.96	
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	3,965	236.750	938,713.75	
HYATT HOTELS CORP - CL A	4,643	115.330	535,477.19	
IDEX CORP	7,516	198.010	1,488,243.16	
IDEXX LABORATORIES INC	8,249	463.690	3,824,978.81	
ILLINOIS TOOL WORKS INC	30,212	239.920	7,248,463.04	
ILLUMINA INC	15,720	94.320	1,482,710.40	
INCYTE CORP	18,851	54.270	1,023,043.77	
INGERSOLL-RAND INC	40,222	70.320	2,828,411.04	
INSULET CORP	6,930	174.060	1,206,235.80	
INTEL CORP	414,567	43.810	18,162,180.27	
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	55,644	111.400	6,198,741.60	
INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES CORP	90,256	152.890	13,799,239.84	
INTERNATIONAL FLAVORS & FRAGRANCES INC	25,391	73.940	1,877,410.54	
INTERNATIONAL PAPER CO	32,792	33.380	1,094,596.96	
INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	38,381	30.340	1,164,479.54	
INTUIT INC	27,836	560.160	15,592,613.76	
INTUITIVE SURGICAL INC	34,825	305.280	10,631,376.00	
INVESCO LTD	34,139	13.840	472,483.76	
IQVIA HOLDINGS INC	18,442	204.790	3,776,737.18	
JABIL CIRCUIT INC	12,988	131.390	1,706,493.32	
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	7,247	152.300	1,103,718.10	
JACOBS SOLUTIONS INC	12,603	135.320	1,705,437.96	
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	15,800	39.800	628,840.00	
JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	6,371	120.560	768,087.76	
JB HUNT TRANSPORT SERVICES INC	8,235	178.080	1,466,488.80	
JM SMUCKER CO	10,145	111.690	1,133,095.05	
JOHNSON & JOHNSON	239,326	149.790	35,848,641.54	
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL PLC	68,202	52.240	3,562,872.48	
JPMORGAN CHASE & CO	290,442	152.820	44,385,346.44	
JUNIPER NETWORKS INC	31,986	26.990	863,302.14	
KELLANOVA	27,283	52.800	1,440,542.40	
KENVUE INC	152,304	19.680	2,997,342.72	
KEURIG DR PEPPER INC	90,747	31.730	2,879,402.31	
KEYCORP	93,076	12.320	1,146,696.32	

KEYSIGHT TECHNOLOGIES IN	17,732	133.180	2,361,547.76	
KIMBERLY-CLARK CORP	33,553	121.200	4,066,623.60	
KINDER MORGAN INC	200,529	16.960	3,400,971.84	
KKR & CO INC -A	60,044	66.920	4,018,144.48	
KLA CORPORATION	13,635	544.540	7,424,802.90	
KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION	15,982	51.480	822,753.36	
KRAFT HEINZ CO/THE	85,405	33.660	2,874,732.30	
KROGER CO	67,762	42.440	2,875,819.28	
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	18,845	185.690	3,499,328.05	
LABORATORY CORP OF AMERICA HOLDINGS	8,805	211.720	1,864,194.60	
LAM RESEARCH CORP	13,352	700.340	9,350,939.68	
LAMB WESTON HOLDING INC	14,479	95.800	1,387,088.20	
LAS VEGAS SANDS CORP	34,175	49.080	1,677,309.00	
LATTICE SEMICONDUCTOR CORP	13,678	58.070	794,281.46	
LEAR CORP	5,868	134.190	787,426.92	
LEIDOS HOLDINGS INC	12,948	105.260	1,362,906.48	
LENNAR CORP-CL A	25,080	127.490	3,197,449.20	
LENNOX INTERNATIONAL INC	3,173	405.610	1,287,000.53	
LIBERTY BROADBAND-C	11,890	83.330	990,793.70	
LIBERTY GLOBAL PLC- SERIES C	25,182	17.470	439,929.54	
LIBERTY MEDIA COR- SIRIUSXM C	16,286	25.980	423,110.28	
LIBERTY MEDIA GROUP-C	19,639	63.860	1,254,146.54	
LINDE PLC	48,664	407.880	19,849,072.32	
LIVE NATION INC	15,996	89.600	1,433,241.60	
LKQ CORP	26,550	45.530	1,208,821.50	
LOCKHEED MARTIN CORP	22,657	444.680	10,075,114.76	
LOEWS CORP	19,181	67.000	1,285,127.00	
LOWE'S COS INC	58,239	203.700	11,863,284.30	
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	7,717	224.460	1,732,157.82	
LUCID GROUP INC	90,587	4.250	384,994.75	
LULULEMON ATHLETICA INC	11,515	422.440	4,864,396.60	
LYONDELLBASELL INDU-CL A	25,862	97.230	2,514,562.26	
M&T BANK CORP	16,487	126.730	2,089,397.51	
MANHATTAN ASSOCIATES INC	6,158	221.860	1,366,213.88	
MARATHON OIL CORP	61,258	25.560	1,565,754.48	
MARATHON PETROLEUM CORP	42,133	147.900	6,231,470.70	
MARKEL GROUP INC	1,259	1,403.480	1,766,981.32	
MARKETAXESS HOLDINGS INC	3,745	228.180	854,534.10	
MARRIOTT INTERNATIONAL INC	25,622	205.770	5,272,238.94	
MARSH & MCLENNAN COS INC	49,172	197.860	9,729,171.92	
MARTIN MARIETTA MATERIALS	6,158	462.060	2,845,365.48	

MARVELL TECHNOLOGY INC	85,483	55.580	4,751,145.14
MASCO CORP	22,363	60.110	1,344,239.93
MASTERCARD INC-CLASS A	84,114	400.300	33,670,834.20
MATCH GROUP INC	27,678	32.430	897,597.54
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	24,965	66.360	1,656,677.40
MCDONALD'S CORP	72,572	275.750	20,011,729.00
MCKESSON CORP	13,464	450.200	6,061,492.80
MEDTRONIC PLC	132,246	74.760	9,886,710.96
MERCADOLIBRE INC	4,491	1,448.000	6,502,968.00
MERCK & CO INC	252,208	101.750	25,662,164.00
META PLATFORMS INC-A	219,865	335.040	73,663,569.60
METLIFE INC	64,694	62.550	4,046,609.70
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	2,189	1,049.050	2,296,370.45
MGM MIRAGE	28,885	39.800	1,149,623.00
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	54,100	83.530	4,518,973.00
MICRON TECHNOLOGY INC	108,864	77.560	8,443,491.84
MICROSOFT CORP	702,073	369.850	259,661,699.05
MODERNA INC	32,216	76.440	2,462,591.04
MOHAWK INDUSTRIES INC	5,378	84.300	453,365.40
MOLINA HEALTHCARE INC	5,795	353.310	2,047,431.45
MOLSON COORS BEVERAGE COMPANY-B	18,857	59.380	1,119,728.66
MONDAY.COM LTD	2,159	169.700	366,382.30
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	135,359	70.630	9,560,406.17
MONGODB INC	7,014	392.570	2,753,485.98
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	4,479	540.020	2,418,749.58
MONSTER BEVERAGE CORP	78,032	54.790	4,275,373.28
MOODY'S CORP	16,413	356.670	5,854,024.71
MORGAN STANLEY	124,495	80.280	9,994,458.60
MOSAIC CO/THE	32,988	36.150	1,192,516.20
MOTOROLA SOLUTIONS INC	16,671	318.250	5,305,545.75
MSCI INC	7,957	521.420	4,148,938.94
NASDAQ INC	34,150	53.480	1,826,342.00
NETAPP INC	21,114	77.520	1,636,757.28
NETFLIX INC	44,183	465.910	20,585,301.53
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	9,700	108.940	1,056,718.00
NEWMONT CORP	78,934	36.350	2,869,250.90
NEWS CORP - CLASS A	37,837	21.030	795,712.11
NEXTERA ENERGY INC	201,125	57.370	11,538,541.25
NIKE INC	122,476	105.960	12,977,556.96
NISOURCE INC	40,981	26.080	1,068,784.48
NORDSON CORP	5,101	233.460	1,190,879.46
NORFOLK SOUTHERN CORP	22,625	211.040	4,774,780.00
NORTHERN TRUST CORP	20,712	75.380	1,561,270.56
NORTHROP GRUMMAN CORP	14,342	464.170	6,657,126.14

NRG ENERGY INC	22,873	48.080	1,099,733.84	
NUCOR CORP	24,966	156.760	3,913,670.16	
NVIDIA CORP	245,496	492.980	121,024,618.08	
NVR INC	323	6,298.000	2,034,254.00	
NXP SEMICONDUCTORS NV	25,810	200.940	5,186,261.40	
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	6,049	968.550	5,858,758.95	
OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	66,473	60.960	4,052,194.08	
OKTA INC	15,414	70.220	1,082,371.08	
OLD DOMINION FREIGHT LINE	9,806	399.900	3,921,419.40	
OMNICOM GROUP	19,835	79.060	1,568,155.10	
ON SEMICONDUCTOR CORPORATION	42,914	70.030	3,005,267.42	
ONEOK INC	44,461	66.630	2,962,436.43	
ORACLE CORP	161,859	115.360	18,672,054.24	
OTIS WORLDWIDE CORP	41,085	84.540	3,473,325.90	
OVINTIV INC	24,679	45.000	1,110,555.00	
OWENS CORNING	8,935	131.370	1,173,790.95	
PACCAR INC	51,940	91.360	4,745,238.40	
PACKAGING CORP OF AMERICA	8,936	155.310	1,387,850.16	
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	180,121	20.490	3,690,679.29	
PALO ALTO NETWORKS INC	30,398	247.590	7,526,240.82	
PARAMOUNT GLOBAL	48,630	13.190	641,429.70	
PARKER HANNIFIN CORP	12,749	432.640	5,515,727.36	
PAYCHEX INC	32,258	117.520	3,790,960.16	
PAYCOM SOFTWARE INC	5,179	177.500	919,272.50	
PAYLOCITY HOLDING CORP	4,439	152.540	677,125.06	
PAYPAL HOLDINGS INC	105,362	56.540	5,957,167.48	
PENTAIR PLC	16,379	62.940	1,030,894.26	
PEPSICO INC	136,832	166.760	22,818,104.32	
PFIZER INC	561,141	29.920	16,789,338.72	
PG&E CORP	188,333	17.920	3,374,927.36	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	154,301	91.950	14,187,976.95	
PHILLIPS 66	45,586	116.370	5,304,842.82	
PINTEREST INC- CLASS A	59,058	31.490	1,859,736.42	
PIONEER NATURAL RESOURCES CO	23,231	238.160	5,532,694.96	
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	39,683	130.260	5,169,107.58	
POOL CORP	3,880	350.220	1,358,853.60	
PPG INDUSTRIES INC	23,403	135.870	3,179,765.61	
PPL CORPORATION	73,182	26.090	1,909,318.38	
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	24,099	72.540	1,748,141.46	
PROCTER & GAMBLE CO	234,275	151.070	35,391,924.25	
PROGRESSIVE CORP	58,176	157.570	9,166,792.32	

PRUDENTIAL FINANCIAL INC	36,276	95.750	3,473,427.00
PTC INC	11,169	153.940	1,719,355.86
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	49,577	63.750	3,160,533.75
PULTE GROUP INC	22,142	88.300	1,955,138.60
QORVO INC	9,797	94.080	921,701.76
QUALCOMM INC	110,727	129.470	14,335,824.69
QUANTA SERVICES INC	14,426	183.110	2,641,544.86
QUEST DIAGNOSTICS	11,134	134.890	1,501,865.26
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	19,996	104.320	2,085,982.72
REGENERON PHARMACEUTICALS	10,723	802.430	8,604,456.89
REGIONS FINANCIAL CORP	93,178	16.410	1,529,050.98
RELIANCE STEEL & ALUMINUM	5,837	272.420	1,590,115.54
REPLIGEN CORP	5,261	150.600	792,306.60
REPUBLIC SERVICES INC	22,001	158.720	3,491,998.72
RESMED INC	14,613	148.940	2,176,460.22
REVVITY INC	12,476	87.970	1,097,513.72
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	64,869	16.700	1,083,312.30
ROBERT HALF INC	10,714	80.850	866,226.90
ROBINHOOD MARKETS INC - A	42,404	8.100	343,472.40
ROBLOX CORP -CLASS A	41,808	37.910	1,584,941.28
ROCKWELL AUTOMATION INC	11,417	275.260	3,142,643.42
ROKU INC	12,266	92.970	1,140,370.02
ROLLINS INC	24,500	39.440	966,280.00
ROPER TECHNOLOGIES INC	10,594	524.720	5,558,883.68
ROSS STORES INC	33,856	128.820	4,361,329.92
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	22,864	105.540	2,413,066.56
ROYALTY PHARMA PLC- CL A	37,902	26.600	1,008,193.20
RPM INTERNATIONAL INC	12,812	101.920	1,305,799.04
RTX CORPORATION	145,269	79.680	11,575,033.92
S&P GLOBAL INC	32,603	408.120	13,305,936.36
SALESFORCE INC	96,807	221.220	21,415,644.54
SCHLUMBERGER LTD	141,660	52.850	7,486,731.00
SEA LTD-ADR	36,288	37.570	1,363,340.16
SEAGATE TECHNOLOGY	18,533	75.880	1,406,284.04
SEAGEN INC	13,979	212.000	2,963,548.00
SEALED AIR CORP	14,362	33.300	478,254.60
SEI INVESTMENTS COMPANY	11,222	57.990	650,763.78
SEMPRA	62,547	72.260	4,519,646.22
SENSATA TECHNOLOGIES HOLDING	15,205	32.620	495,987.10
SERVICENOW INC	20,245	654.360	13,247,518.20
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	24,351	270.280	6,581,588.28
SIRIUS XM HOLDINGS INC	77,037	5.080	391,347.96
SKYWORKS SOLUTIONS INC	15,821	94.200	1,490,338.20

SMITH (A. O.) CORP	12,383	76.380	945,813.54
SNAP INC - A	100,962	11.890	1,200,438.18
SNAP-ON INC	5,261	277.760	1,461,295.36
SNOWFLAKE INC-CLASS A	25,913	161.850	4,194,019.05
SOLAREGE TECHNOLOGIES INC	5,605	78.990	442,738.95
SOUTHERN CO	108,373	69.770	7,561,184.21
SOUTHWEST AIRLINES CO	14,867	24.810	368,850.27
SPLUNK INC	15,632	151.010	2,360,588.32
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	22,284	55.000	1,225,620.00
STANLEY BLACK & DECKER INC	15,228	91.760	1,397,321.28
STARBUCKS CORP	113,952	105.570	12,029,912.64
STATE STREET CORP	33,213	70.190	2,331,220.47
STEEL DYNAMICS INC	15,954	110.930	1,769,777.22
STERIS PLC	9,806	200.230	1,963,455.38
STRYKER CORP	33,956	288.380	9,792,231.28
SUPER MICRO COMPUTER INC	4,695	288.590	1,354,930.05
SYNCHRONY FINANCIAL	42,547	29.880	1,271,304.36
SYNOPSYS INC	15,122	534.780	8,086,943.16
SYSCO CORP	50,382	70.890	3,571,579.98
T ROWE PRICE GROUP INC	22,322	97.790	2,182,868.38
T-MOBILE US INC	53,889	147.710	7,959,944.19
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	16,830	154.390	2,598,383.70
TARGA RESOURCES CORP	21,295	86.020	1,831,795.90
TARGET CORP	45,885	129.890	5,960,002.65
TE CONNECTIVITY LTD	31,325	131.460	4,117,984.50
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	4,680	390.490	1,827,493.20
TELEFLEX INC	4,666	212.790	992,878.14
TERADYNE INC	15,410	92.090	1,419,106.90
TESLA, INC.	283,523	234.300	66,429,438.90
TEVA PHARMACEUTICAL INDUSTRIES	111,285	9.050	1,007,129.25
TEXAS INSTRUMENTS INC	90,227	154.620	13,950,898.74
TEXAS PACIFIC LAND CORP	612	1,652.000	1,011,024.00
TEXTRON INC	20,032	77.400	1,550,476.80
THE CIGNA GROUP	29,406	282.560	8,308,959.36
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	38,340	466.420	17,882,542.80
TJX COS INC	114,222	88.840	10,147,482.48
TOAST INC-CLASS A	30,740	14.400	442,656.00
TORO CO	10,340	85.330	882,312.20
TRACTOR SUPPLY COMPANY	10,890	202.610	2,206,422.90
TRADE DESK INC/THE - CLASS A	44,214	66.470	2,938,904.58
TRADEWEB MARKETS INC- CLASS A	10,831	93.420	1,011,832.02

TRANE TECHNOLOGIES PLC	22,668	228.620	5,182,358.16
TRANSDIGM GROUP INC	5,459	957.630	5,227,702.17
TRANSUNION	19,201	58.300	1,119,418.30
TRAVELERS COS INC/THE	22,954	171.820	3,943,956.28
TRIMBLE INC	24,640	43.330	1,067,651.20
TRUIST FINANCIAL CORP	132,437	31.970	4,234,010.89
TWILIO INC - A	17,095	63.110	1,078,865.45
TYLER TECHNOLOGIES INC	4,167	411.340	1,714,053.78
TYSON FOODS INC-CL A	28,407	48.740	1,384,557.18
U-HAUL HOLDING CO	9,644	53.150	512,578.60
UBER TECHNOLOGIES INC	181,030	54.440	9,855,273.20
UIPATH INC - CLASS A	35,709	18.270	652,403.43
ULTA BEAUTY INC	4,948	409.270	2,025,067.96
UNION PACIFIC CORP	60,598	219.210	13,283,687.58
UNITED PARCEL SERVICE INC	72,041	147.980	10,660,627.18
UNITED RENTALS INC	6,830	480.980	3,285,093.40
UNITED THERAPEUTICS CORP	4,655	228.940	1,065,715.70
UNITEDHEALTH GROUP INC	92,542	536.290	49,629,349.18
UNITY SOFTWARE INC	22,589	29.200	659,598.80
UNIVERSAL HEALTH SERVICES INC	6,252	135.960	850,021.92
US BANCORP	152,378	37.640	5,735,507.92
VAIL RESORTS INC	4,015	225.440	905,141.60
VALERO ENERGY CORP	35,914	124.110	4,457,286.54
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	14,489	176.540	2,557,888.06
VERALTO CORP	23,225	70.990	1,648,742.75
VERISIGN INC	9,305	210.120	1,955,166.60
VERISK ANALYTICS INC	14,386	237.120	3,411,208.32
VERIZON COMMUNICATIONS INC	418,700	36.230	15,169,501.00
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	25,598	350.500	8,972,099.00
VF CORP	32,942	17.210	566,931.82
VIATRIS INC	119,091	9.450	1,125,409.95
VISA INC-CLASS A SHARES	160,841	249.560	40,139,479.96
VISTRA CORP	33,307	34.860	1,161,082.02
VMWARE INC-CLASS A	23,521	149.620	3,519,212.02
VULCAN MATERIALS CO	13,220	212.350	2,807,267.00
WABTEC CORP	17,875	115.510	2,064,741.25
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	72,997	21.220	1,548,996.34
WALMART INC	147,207	155.350	22,868,607.45
WALT DISNEY CO	181,640	94.150	17,101,406.00
WARNER BROS DISCOVERY INC	230,074	10.710	2,464,092.54
WASTE CONNECTIONS INC	25,601	134.840	3,452,038.84
WASTE MANAGEMENT INC	40,439	170.550	6,896,871.45
WATERS CORP	5,869	261.880	1,536,973.72

	WATSCO INC	3,321	389.980	1,295,123.58	
	WEBSTER FINANCIAL CORP	17,349	43.180	749,129.82	
	WEC ENERGY GROUP INC	31,348	81.740	2,562,385.52	
	WELLS FARGO & CO	364,532	42.960	15,660,294.72	
	WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	7,378	342.750	2,528,809.50	
	WESTERN DIGITAL CORP	31,811	46.620	1,483,028.82	
	WESTLAKE CHEMICAL CORP	3,799	129.990	493,832.01	
	WESTROCK CO-WHEN ISSUED	25,486	37.910	966,174.26	
	WEYERHAEUSER CO	72,731	31.920	2,321,573.52	
	WHIRLPOOL CORP	5,451	112.490	613,182.99	
	WILLIAMS COS INC	121,052	35.430	4,288,872.36	
	WILLIS TOWERS WATSON PLC	10,577	242.030	2,559,951.31	
	WIX.COM LTD	5,359	96.790	518,697.61	
	WOLFSPEED INC	12,386	36.710	454,690.06	
	WORKDAY INC-CLASS A	20,470	231.660	4,742,080.20	
	WR BERKLEY CORP	20,718	70.210	1,454,610.78	
	WW GRAINGER INC	4,487	802.200	3,599,471.40	
	WYNN RESORTS LTD	10,173	86.870	883,728.51	
	XCEL ENERGY INC	54,698	60.560	3,312,510.88	
	XYLEM INC	23,790	101.160	2,406,596.40	
	YUM! BRANDS INC	27,845	127.660	3,554,692.70	
	ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	5,114	218.020	1,114,954.28	
	ZILLOW GROUP INC - C W/I	15,255	39.090	596,317.95	
	ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	20,744	111.670	2,316,482.48	
	ZOETIS INC	45,933	174.800	8,029,088.40	
	ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	23,706	64.120	1,520,028.72	
	ZOOMINFO TECHNOLOGIES INC	26,008	13.420	349,027.36	
	ZSCALER INC	8,701	187.470	1,631,176.47	
アメリカ・ドル	小計	33,944,589		3,882,866,675.22 (582,235,857,948)	
イギリス・ポンド	3I GROUP PLC	96,507	21.710	2,095,166.97	
	ABRDN PLC	193,695	1.722	333,542.79	
	ADMIRAL GROUP PLC	21,114	25.990	548,752.86	
	ANGLO AMERICAN PLC	126,337	22.340	2,822,368.58	
	ANTOFAGASTA PLC	39,143	13.790	539,781.97	
	ASHTED GROUP PLC	43,543	52.440	2,283,394.92	
	ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	34,539	23.800	822,028.20	
	ASTRAZENECA PLC	154,044	102.600	15,804,914.40	
	AUTO TRADER GROUP PLC-WI	91,196	7.068	644,573.32	
	AVIVA PLC	272,666	4.222	1,151,195.85	
	BAE SYSTEMS PLC	302,907	10.555	3,197,183.38	
	BARCLAYS PLC	1,545,329	1.428	2,206,729.81	
	BARRATT DEVELOPMENTS PLC	97,037	4.840	469,659.08	



BERKELEY GROUP HOLDINGS-UNIT	10,565	45.210	477,643.65
BP PLC	1,724,217	4.777	8,236,584.60
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	211,211	25.215	5,325,685.36
BT GROUP PLC	647,047	1.189	769,338.88
BUNZL PLC	33,582	29.450	988,989.90
BURBERRY GROUP PLC	37,476	15.645	586,312.02
CENTRICA PLC	551,590	1.517	836,762.03
COCA-COLA HBC AG-CDI	21,947	21.170	464,617.99
COMPASS GROUP PLC	172,302	20.920	3,604,557.84
CRH PLC	72,056	48.200	3,473,099.20
CRODA INTERNATIONAL PLC	13,889	45.980	638,616.22
DCC PLC	9,817	53.480	525,013.16
DIAGEO PLC	223,361	28.095	6,275,327.29
ENDEAVOUR MINING PLC	18,353	17.270	316,956.31
ENTAIN PLC	63,487	8.558	543,321.74
EXPERIAN PLC	91,422	29.330	2,681,407.26
GLENCORE PLC	1,046,614	4.676	4,893,967.06
GSK PLC	406,939	14.106	5,740,281.53
HALEON PLC	550,595	3.268	1,799,344.46
HALMA PLC	37,744	20.530	774,884.32
HARGREAVES LANSDOWN PLC	35,394	7.256	256,818.86
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	16,429	17.605	289,232.54
HSBC HOLDINGS PLC	1,964,442	6.154	12,089,176.06
IMPERIAL BRANDS PLC	85,819	18.520	1,589,367.88
INFORMA PLC	138,954	7.490	1,040,765.46
INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	16,707	60.960	1,018,458.72
INTERTEK GROUP PLC	16,031	38.090	610,620.79
JD SPORTS FASHION PLC	257,514	1.387	357,171.91
JOHNSON MATTHEY PLC	18,241	15.240	277,992.84
KINGFISHER PLC	189,211	2.332	441,240.05
LEGAL & GENERAL GROUP PLC	594,714	2.296	1,365,463.34
LLOYDS BANKING GROUP PLC	6,396,903	0.433	2,769,858.99
LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	39,721	85.500	3,396,145.50
M&G PLC	224,104	2.052	459,861.40
MELROSE INDUSTRIES PLC	134,196	5.220	700,503.12
MONDI PLC/WI	48,258	13.910	671,268.78
NATIONAL GRID PLC	365,857	10.160	3,717,107.12
NATWEST GROUP PLC	577,475	2.078	1,199,993.05
NEXT PLC	11,967	77.140	923,134.38
NMC HEALTH PLC	4,758	0.001	4.75
OCADO GROUP PLC	57,594	5.606	322,871.96
PEARSON PLC	64,035	9.524	609,869.34
PERSIMMON PLC	31,829	12.400	394,679.60
PHOENIX GROUP HOLDINGS	75,223	4.905	368,968.81

PLC				
PRUDENTIAL PLC	273,573	9.450	2,585,264.85	
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	71,310	53.960	3,847,887.60	
RELX PLC	188,180	29.840	5,615,291.20	
RENTOKIL INITIAL PLC	250,396	4.637	1,161,086.25	
RIO TINTO PLC	111,898	54.460	6,093,965.08	
ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	836,256	2.440	2,040,464.64	
SAGE GROUP PLC	101,671	9.844	1,000,849.32	
SAINSBURY (J) PLC	164,322	2.663	437,589.48	
SCHRODERS PLC	79,990	4.071	325,639.29	
SEVERN TRENT PLC	25,054	26.970	675,706.38	
SHELL PLC-NEW	666,337	26.085	17,381,400.64	
SMITH & NEPHEW PLC	86,724	10.245	888,487.38	
SMITHS GROUP PLC	34,715	16.525	573,665.37	
SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	7,337	89.400	655,927.80	
SSE PLC	108,278	17.950	1,943,590.10	
ST JAMES'S PLACE PLC	54,639	6.874	375,588.48	
STANDARD CHARTERED PLC	235,535	6.600	1,554,531.00	
TAYLOR WIMPEY PLC	351,774	1.257	442,179.91	
TESCO PLC	712,236	2.760	1,965,771.36	
UNILEVER PLC	249,975	38.160	9,539,046.00	
UNITED UTILITIES GROUP PLC	67,674	10.840	733,586.16	
VODAFONE GROUP PLC	2,316,957	0.750	1,737,717.75	
WHITBREAD PLC	19,626	33.420	655,900.92	
WISE PLC - A	61,116	7.146	436,734.93	
WPP PLC	106,805	7.130	761,519.65	
イギリス・ポンド 小計	27,510,025		180,171,969.74 (33,636,305,031)	
イスラエル・シケル				
AZRIELI GROUP	4,254	195.000	829,530.00	
BANK HAPOALIM BM	126,198	30.020	3,788,463.96	
BANK LEUMI LE-ISRAEL	152,563	26.870	4,099,367.81	
ELBIT SYSTEMS LTD	2,644	742.000	1,961,848.00	
ICL GROUP LTD	76,986	19.250	1,481,980.50	
ISRAEL DISCOUNT BANK-A	122,796	18.160	2,229,975.36	
MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	15,341	130.000	1,994,330.00	
NICE LTD	6,286	721.500	4,535,349.00	
イスラエル・シケル 小計	507,068		20,920,844.63 (843,706,283)	
オーストラリア・ドル				
AMPOL LTD	23,653	33.550	793,558.15	
ANZ GROUP HOLDINGS LTD	298,677	24.070	7,189,155.39	
APA GROUP	125,308	8.340	1,045,068.72	
ARISTOCRAT LEISURE LTD	58,486	40.230	2,352,891.78	
ASX LTD	19,281	57.130	1,101,523.53	
AURIZON HOLDINGS LTD	182,771	3.640	665,286.44	
BHP GROUP LIMITED	503,514	46.610	23,468,787.54	

BLUESCOPE STEEL LTD	45,174	20.440	923,356.56
BRAMBLES LTD	137,914	13.170	1,816,327.38
COCHLEAR LTD	6,525	259.750	1,694,868.75
COLES GROUP LTD	133,023	15.420	2,051,214.66
COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	166,608	102.470	17,072,321.76
COMPUTERSHARE LIMITED	57,003	23.650	1,348,120.95
CSL LIMITED	47,952	258.610	12,400,866.72
ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALIA	142,562	4.920	701,405.04
FORTESCUE METALS GROUP LTD	168,373	25.220	4,246,367.06
IDP EDUCATION LTD	24,930	23.790	593,084.70
IGO LTD	67,704	8.900	602,565.60
INSURANCE AUSTRALIA GROUP LTD	242,266	5.860	1,419,678.76
JAMES HARDIE INDUSTRIES-CDI	43,729	48.110	2,103,802.19
LOTTERY CORP LTD/THE	220,865	4.560	1,007,144.40
MACQUARIE GROUP LTD	36,489	167.420	6,108,988.38
MEDIBANK PRIVATE LTD	273,674	3.550	971,542.70
MINERAL RESOURCES LTD	17,393	63.460	1,103,759.78
NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	312,112	27.730	8,654,865.76
NEWMONT CORP-CDI	35,480	56.420	2,001,781.60
NORTHERN STAR RESOURCES LTD	113,970	11.760	1,340,287.20
ORICA LTD	45,249	15.750	712,671.75
ORIGIN ENERGY LIMITED	171,072	8.600	1,471,219.20
PILBARA MINERALS LTD	268,038	3.560	954,215.28
QANTAS AIRWAYS LTD	83,647	5.240	438,310.28
QBE INSURANCE GROUP LTD	148,170	15.020	2,225,513.40
RAMSAY HEALTH CARE LIMITED	18,266	51.600	942,525.60
REA GROUP LTD	5,247	158.410	831,177.27
REECE LTD	22,493	19.450	437,488.85
RIO TINTO LTD	36,860	125.620	4,630,353.20
SANTOS LTD	322,740	6.990	2,255,952.60
SEEK LTD	35,372	23.180	819,922.96
SONIC HEALTHCARE LTD	44,468	29.480	1,310,916.64
SOUTH32 LTD	451,287	3.170	1,430,579.79
SUNCORP GROUP LTD	125,740	13.360	1,679,886.40
TELSTRA GROUP LTD	411,252	3.840	1,579,207.68
TRANSURBAN GROUP	306,394	12.990	3,980,058.06
TREASURY WINE ESTATES LTD	71,837	10.610	762,190.57
WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	23,316	33.480	780,619.68
WESFARMERS LIMITED	112,788	53.000	5,977,764.00
WESTPAC BANKING CORP	348,848	21.100	7,360,692.80

	WISETECH GLOBAL LTD	16,481	67.250	1,108,347.25	
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	188,723	31.400	5,925,902.20	
	WOOLWORTHS GROUP LTD	121,115	35.320	4,277,781.80	
	XERO LTD	14,286	101.240	1,446,314.64	
	オーストラリア・ドル 小計	6,899,125		158,118,233.40 (15,427,596,033)	
カナダ・ドル	AGNICO EAGLE MINES LTD	48,979	66.370	3,250,736.23	
	AIR CANADA	17,690	17.890	316,474.10	
	ALGONQUIN POWER & UTILITIES	65,730	8.180	537,671.40	
	ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	77,778	78.240	6,085,350.72	
	ALTAGAS LTD	28,265	27.500	777,287.50	
	ARC RESOURCES LTD	60,846	21.400	1,302,104.40	
	BANK OF MONTREAL	71,085	112.030	7,963,652.55	
	BANK OF NOVA SCOTIA	118,802	61.090	7,257,614.18	
	BARRICK GOLD CORP	174,679	21.550	3,764,332.45	
	BCE INC	8,736	54.190	473,403.84	
	BROOKFIELD ASSET MGMT-A	34,990	46.060	1,611,639.40	
	BROOKFIELD CORPORATION-A	140,184	46.450	6,511,546.80	
	BROOKFIELD RENEWABLE COR-A	13,621	35.600	484,907.60	
	BRP INC/CA- SUB VOTING	3,638	102.830	374,095.54	
	CAE INC	31,760	28.840	915,958.40	
	CAMECO CORP	43,079	61.190	2,636,004.01	
	CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE	90,440	54.220	4,903,656.80	
	CANADIAN NATIONAL RAILWAY CO	56,077	158.140	8,868,016.78	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD	110,190	91.280	10,058,143.20	
	CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY LIMITED	92,656	98.390	9,116,423.84	
	CANADIAN TIRE CORP -CL A	5,266	147.820	778,420.12	
	CANADIAN UTILITIES LTD-A	13,561	31.280	424,188.08	
	CCL INDUSTRIES INC - CL B	14,961	58.280	871,927.08	
	CENOVUS ENERGY INC	142,582	24.800	3,536,033.60	
	CGI INC	21,120	138.890	2,933,356.80	
	CONSTELLATION SOFTWARE INC	2,004	3,154.170	6,320,956.68	
	DESCARTES SYSTEMS GRP/THE	8,524	111.240	948,209.76	
	DOLLARAMA INC	28,294	98.570	2,788,939.58	
	ELEMENT FLEET MANAGEMENT CORP	38,998	20.900	815,058.20	
	EMERA INC	27,488	49.090	1,349,385.92	
	EMPIRE CO LTD 'A'	14,771	38.610	570,308.31	
	ENBRIDGE INC	201,807	46.220	9,327,519.54	

FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	2,125	1,198.560	2,546,940.00	
FIRST QUANTUM MINERALS LTD	58,597	15.310	897,120.07	
FIRSTSERVICE CORP	4,033	209.780	846,042.74	
FORTIS INC	48,578	56.460	2,742,713.88	
FRANCO-NEVADA CORP	19,125	165.160	3,158,685.00	
GEORGE WESTON LTD	6,283	164.440	1,033,176.52	
GFL ENVIRONMENTAL INC-SUB VT	23,223	41.360	960,503.28	
GILDAN ACTIVEWEAR INC	17,872	48.970	875,191.84	
GREAT-WEST LIFECO INC	28,204	42.710	1,204,592.84	
HYDRO ONE LTD	33,227	38.370	1,274,919.99	
IA FINANCIAL CORP INC	10,291	87.330	898,713.03	
IGM FINANCIAL INC	8,636	33.840	292,242.24	
IMPERIAL OIL LTD	20,409	79.110	1,614,555.99	
INTACT FINANCIAL CORP	17,515	209.040	3,661,335.60	
IVANHOE MINES LTD-CL A	60,783	11.010	669,220.83	
KEYERA CORP	23,044	32.140	740,634.16	
KINROSS GOLD CORP	121,906	7.300	889,913.80	
LOBLAW COS LTD	15,992	121.760	1,947,185.92	
LUNDIN MINING CORP	65,526	8.980	588,423.48	
MAGNA INTERNATIONAL INC	27,131	76.890	2,086,102.59	
MANULIFE FINANCIAL CORP	183,522	26.290	4,824,793.38	
METRO INC	23,256	70.160	1,631,640.96	
NATIONAL BANK OF CANADA	33,757	91.340	3,083,364.38	
NORTHLAND POWER INC	25,422	22.520	572,503.44	
NUTRIEN LTD	49,367	77.570	3,829,398.19	
NUVEI CORP-SUBORDINATE VTG	6,316	26.940	170,153.04	
ONEX CORPORATION	6,850	88.640	607,184.00	
OPEN TEXT CORP	27,032	53.140	1,436,480.48	
PAN AMERICAN SILVER CORP	36,267	19.640	712,283.88	
PARKLAND CORP	14,106	43.590	614,880.54	
PEMBINA PIPELINE CORP	55,125	44.470	2,451,408.75	
POWER CORP OF CANADA	58,009	36.630	2,124,869.67	
QUEBECOR INC -CL B	15,501	30.990	480,375.99	
RB GLOBAL INC	18,128	84.480	1,531,453.44	
RESTAURANT BRANDS INTERN	29,491	97.530	2,876,257.23	
ROGERS COMMUNICATIONS INC	35,744	58.670	2,097,100.48	
ROYAL BANK OF CANADA	137,956	120.490	16,622,318.44	
SAPUTO INC	25,433	27.010	686,945.33	
SHOPIFY INC - CLASS A	119,244	93.870	11,193,434.28	
STANTEC INC	11,141	96.440	1,074,438.04	
SUN LIFE FINANCIAL INC	58,643	69.480	4,074,515.64	
SUNCOR ENERGY INC	131,244	46.330	6,080,534.52	
TC ENERGY CORP	101,394	50.340	5,104,173.96	
TECK RESOURCES LTD-CL B	45,330	49.400	2,239,302.00	
TFI INTERNATIONAL INC	7,692	155.360	1,195,029.12	

	THOMSON REUTERS CORP	15,864	188.360	2,988,143.04	
	TMX GROUP LTD	28,035	28.980	812,454.30	
	TOROMONT INDUSTRIES LTD	8,269	113.730	940,433.37	
	TORONTO-DOMINION BANK	182,966	84.780	15,511,857.48	
	TOURMALINE OIL CORP	32,092	66.340	2,128,983.28	
	WEST FRASER TIMBER CO LTD	5,688	104.900	596,671.20	
	WHEATON PRECIOUS METALS CORP	45,070	62.710	2,826,339.70	
	WSP GLOBAL INC	12,456	190.240	2,369,629.44	
カナダ・ドル 小計		4,007,511		242,290,888.20 (26,470,279,536)	
シンガポール・ドル	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	258,500	3.090	798,765.00	
	CITY DEVELOPMENTS LTD	49,400	6.180	305,292.00	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	180,000	32.690	5,884,200.00	
	GENTING SINGAPORE LTD	600,300	0.935	561,280.50	
	JARDINE CYCLE & CARRIAGE LTD	9,800	29.770	291,746.00	
	KEPPEL CORP LTD	144,500	6.470	934,915.00	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	336,400	12.970	4,363,108.00	
	SEATRIUM LTD	4,403,052	0.107	471,126.56	
	SEMBCORP INDUSTRIES LTD	88,300	5.090	449,447.00	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	147,700	6.240	921,648.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	85,200	9.540	812,808.00	
	SINGAPORE TECHNOLOGIES ENGINEERING LTD	155,500	3.870	601,785.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	828,800	2.330	1,931,104.00	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	125,600	27.350	3,435,160.00	
	UOL Group Limited	45,900	6.150	282,285.00	
WILMAR INTERNATIONAL LTD	190,900	3.680	702,512.00		
シンガポール・ドル 小計		7,649,852		22,747,182.06 (2,537,903,102)	
スイス・フラン	ABB LTD	158,932	33.780	5,368,722.96	
	ADECCO GROUP AG-REG	15,891	41.300	656,298.30	
	ALCON INC	49,646	62.480	3,101,882.08	
	BACHEM HOLDING AG-REG B	3,359	71.600	240,504.40	
	BALOISE HOLDING AG	4,543	131.300	596,495.90	
	BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	2,986	101.600	303,377.60	
	BARRY CALLEBAUT AG-REG	355	1,485.000	527,175.00	
	BKW AG	2,086	155.900	325,207.40	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	95	10,850.000	1,030,750.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	10	108,400.000	1,084,000.00	
	CIE FINANCIERE RICHEMON-REG	51,881	112.600	5,841,800.60	

CLARIANT AG	21,463	13.350	286,531.05	
DUFREY AG-REG	9,562	31.690	303,019.78	
EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	701	620.000	434,620.00	
GEBERIT AG-REG	3,325	476.400	1,584,030.00	
GIVAUDAN-REG	917	3,229.000	2,960,993.00	
HELVETIA HOLDING AG-REG	3,676	123.600	454,353.60	
HOLCIM LTD	51,760	61.760	3,196,697.60	
JULIUS BAER GROUP LTD	20,458	55.720	1,139,919.76	
KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	5,400	246.400	1,330,560.00	
LOGITECH INTERNATIONAL-REG	16,341	75.540	1,234,399.14	
LONZA GROUP AG	7,403	355.000	2,628,065.00	
NESTLE SA	265,382	98.990	26,270,164.18	
NOVARTIS AG	203,705	84.100	17,131,590.50	
PARTNERS GROUP HOLDING AG	2,256	1,126.000	2,540,256.00	
ROCHE HOLDING AG	69,818	237.600	16,588,756.80	
ROCHE HOLDING AG-BR	3,195	253.000	808,335.00	
SANDOZ GROUP AG	40,741	25.540	1,040,525.14	
SCHINDLER HOLDING AG-REG	2,373	185.500	440,191.50	
SCHINDLER HOLDING-PART CERT	4,013	193.200	775,311.60	
SGS SOCIETE GENERALE SURVEILLANCE	14,900	73.800	1,099,620.00	
SIG GROUP AG	30,404	20.960	637,267.84	
SIKA AG-BEARER	14,548	235.400	3,424,599.20	
SONOVA HOLDING AG-REG	5,165	232.100	1,198,796.50	
STRAUMANN HOLDING AG	11,092	119.950	1,330,485.40	
SWATCH GROUP AG	2,860	236.000	674,960.00	
SWISS LIFE HOLDING AG-REG	2,931	577.600	1,692,945.60	
SWISS PRIME SITE-REG	7,617	85.000	647,445.00	
SWISS RE AG	29,967	99.980	2,996,100.66	
SWISSCOM AG	2,619	509.000	1,333,071.00	
TEMENOS GROUP AG-REG	6,340	69.320	439,488.80	
THE SWATCH GROUP AG-REG	5,318	44.750	237,980.50	
UBS GROUP AG	326,790	23.140	7,561,920.60	
VAT GROUP AG	2,684	378.600	1,016,162.40	
ZURICH INSURANCE GROUP AG	14,953	437.000	6,534,461.00	
スイス・フラン 小計	1,500,461		131,049,838.39 (22,176,253,652)	
スウェーデン・クローナ				
ALFA LAVAL AB	28,710	381.500	10,952,865.00	
ASSA ABLOY AB	99,543	263.500	26,229,580.50	
ATLAS COPCO AB	155,179	136.800	21,228,487.20	
ATLAS COPCO AB-A SHS	266,882	159.100	42,460,926.20	
BEIJER REF AB	38,271	121.100	4,634,618.10	

BIOVITRUM	19,408	242.800	4,712,262.40	
BOLIDEN AB	27,153	294.800	8,004,704.40	
EPIROC AB-A	65,385	191.550	12,524,496.75	
EPIROC AB-B	38,867	161.900	6,292,567.30	
EQT AB	35,339	247.600	8,749,936.40	
ESSITY AKTIEBOLAG-B	60,491	255.500	15,455,450.50	
EVOLUTION AB	18,214	1,068.200	19,456,194.80	
FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	64,761	61.880	4,007,410.68	
GETINGE AB-B SHS	22,702	219.200	4,976,278.40	
HENNES & MAURITZ AB	64,167	167.840	10,769,789.28	
HEXAGON AB-B SHS	206,383	101.850	21,020,108.55	
HOLMEN AB-B SHARES	9,298	429.800	3,996,280.40	
HUSQVARNA AB-B SHS	34,672	78.640	2,726,606.08	
INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	13,095	304.300	3,984,808.50	
INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	15,050	304.000	4,575,200.00	
INDUTRADE AB	27,204	225.600	6,137,222.40	
INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	14,771	220.000	3,249,620.00	
INVESTOR AB	171,816	211.350	36,313,311.60	
LIFCO AB-B SHS	23,155	226.100	5,235,345.50	
LUNDBERGS AB-B SHS	7,491	480.000	3,595,680.00	
NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	150,675	65.400	9,854,145.00	
NORDEA BANK ABP	320,025	120.400	38,531,010.00	
SAAB AB-B	7,940	555.800	4,413,052.00	
SAGAX AB-B	19,617	232.900	4,568,799.30	
SANDVIK AB	105,890	202.300	21,421,547.00	
SECURITAS AB	48,746	89.880	4,381,290.48	
SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	157,487	126.200	19,874,859.40	
SKANSKA AB-B SHS	33,750	166.600	5,622,750.00	
SKF AB	33,817	190.000	6,425,230.00	
SVENSKA CELLULOSA AB	60,146	161.700	9,725,608.20	
SVENSKA HANDELSBANKEN	144,769	98.500	14,259,746.50	
SWEDBANK AB - A SHARES	84,243	184.350	15,530,197.05	
TELE2 AB	55,425	81.400	4,511,595.00	
TELEFONAKTIEBOLAGET LM ERICSSON	290,983	52.210	15,192,222.43	
TELIA CO AB	247,423	24.160	5,977,739.68	
VOLVO AB	149,451	232.700	34,777,247.70	
VOLVO AB-A SHS	20,312	239.400	4,862,692.80	
VOLVO CAR AB-B	59,205	36.290	2,148,549.45	
スウェーデン・クローナ 小計	3,517,911		513,368,032.93 (7,315,494,469)	
デンマーク・ク ローネ				
A P MOLLER - MAERSK A/S	478	10,310.000	4,928,180.00	
A P MOLLER - MAERSK A/S	304	10,210.000	3,103,840.00	
CARLSBERG AS-B	9,778	848.600	8,297,610.80	
CHR HANSEN HOLDING A/S	10,485	547.200	5,737,392.00	
COLOPLAST-B	11,810	745.400	8,803,174.00	



	DANSKE BANK A/S	68,502	177.400	12,152,254.80	
	DEMANT A/S	10,007	275.300	2,754,927.10	
	DSV A/S	18,495	1,085.000	20,067,075.00	
	GENMAB A/S	6,564	2,217.000	14,552,388.00	
	NOVO-NORDISK A/S	324,349	694.300	225,195,510.70	
	NOVOZYMES A/S	20,343	360.000	7,323,480.00	
	ORSTED A/S	18,805	312.800	5,882,204.00	
	PANDORA A/S	8,396	921.400	7,736,074.40	
	ROCKWOOL A/S-B SHS	913	1,655.500	1,511,471.50	
	TRYGVESTA AS	34,862	143.050	4,987,009.10	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	100,398	177.640	17,834,700.72	
デンマーク・クローネ 小計		644,489		350,867,292.12 (7,694,519,716)	
ニュージーランド・ドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	123,721	7.730	956,363.33	
	EBOS GROUP LTD	15,234	38.600	588,032.40	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	57,515	21.970	1,263,604.55	
	MERCURY NZ LTD	68,532	6.050	414,618.60	
	MERIDIAN ENERGY LTD	127,643	5.000	638,215.00	
	SPARK NEW ZEALAND LTD	187,726	5.025	943,323.15	
ニュージーランド・ドル 小計		580,371		4,804,157.03 (432,181,966)	
ノルウェー・クローネ	ADEVINTA ASA-B	28,983	108.900	3,156,248.70	
	AKER BP ASA	31,382	307.800	9,659,379.60	
	DNB BANK ASA	91,784	203.500	18,678,044.00	
	EQUINOR ASA	89,489	349.000	31,231,661.00	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	19,855	176.700	3,508,378.50	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	8,699	466.800	4,060,693.20	
	MOWI ASA	43,657	186.350	8,135,481.95	
	NORSK HYDRO ASA	131,657	64.900	8,544,539.30	
	ORKLA ASA	74,324	77.860	5,786,866.64	
	SALMAR ASA	7,216	576.000	4,156,416.00	
	TELENOR ASA	71,520	113.150	8,092,488.00	
YARA INTERNATIONAL ASA	16,391	373.100	6,115,482.10		
ノルウェー・クローネ 小計		614,957		111,125,678.99 (1,541,313,168)	
ユーロ	ABN AMRO BANK NV	39,981	12.695	507,558.79	
	ACCIONA SA	2,456	129.100	317,069.60	
	ACCOR	18,375	31.370	576,423.75	
	ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	21,720	35.890	779,530.80	
	ADIDAS AG	16,101	179.640	2,892,383.64	
	ADP	2,950	115.800	341,610.00	
	ADYEN NV	2,158	1,037.600	2,239,140.80	
	AEGON LTD	167,461	4.963	831,108.94	
	AENA SME SA	7,449	153.050	1,140,069.45	
	AGEAS	15,862	38.480	610,369.76	

AIB GROUP PLC	142,789	4.192	598,571.48
AIR LIQUIDE	52,049	170.260	8,861,862.74
AIRBUS SE	58,915	132.260	7,792,097.90
AKZO NOBEL NV	16,936	68.840	1,165,874.24
ALLIANZ SE	40,075	228.500	9,157,137.50
ALSTOM RGPT	28,476	12.365	352,105.74
AMADEUS IT GROUP SA	44,758	62.580	2,800,955.64
AMPLIFON SPA	12,377	27.520	340,615.04
AMUNDI SA	6,097	55.600	338,993.20
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	86,326	56.230	4,854,110.98
ARCELORMITTAL	50,722	21.925	1,112,079.85
ARGENX SE	5,562	452.300	2,515,692.60
ARKEMA	5,955	93.280	555,482.40
ASM INTERNATIONAL NV	4,665	465.400	2,171,091.00
ASML HOLDING NV	40,068	628.700	25,190,751.60
ASR NEDERLAND NV	15,852	36.800	583,353.60
ASSICURAZIONI GENERALI SPA	100,600	19.460	1,957,676.00
AXA SA	182,367	28.385	5,176,487.29
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA SA	592,641	8.284	4,909,438.04
BANCO SANTANDER SA	1,607,679	3.723	5,985,388.91
BANK OF IRELAND GROUP PLC	104,885	8.592	901,171.92
BASF SE	88,860	44.285	3,935,165.10
BAYER AG	97,627	41.450	4,046,639.15
BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	29,877	95.200	2,844,290.40
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PRF	5,760	87.000	501,120.00
BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	7,654	119.800	916,949.20
BECHTLE AG	8,139	47.130	383,591.07
BEIERSDORF AG	10,004	124.650	1,246,998.60
BIOMERIEUX	4,115	95.860	394,463.90
BNP PARIBAS	104,258	56.730	5,914,556.34
BOLLORE SE	73,269	5.320	389,791.08
BOUYGUES	18,979	34.830	661,038.57
BRENTAG SE	14,587	76.260	1,112,404.62
BUREAU VERITAS SA	29,301	22.120	648,138.12
CAIXABANK	410,055	4.049	1,660,312.69
CAPGEMINI SA	16,388	177.900	2,915,425.20
CARL ZEISS MEDITEC AG - BR	4,007	86.620	347,086.34
CARREFOUR SA	59,266	17.015	1,008,410.99
CELLNEX TELECOM SAU	56,452	32.530	1,836,383.56
CIE DE SAINT-GOBAIN	45,953	58.370	2,682,276.61
CNH INDUSTRIAL NV	101,659	9.368	952,341.51
COMMERZBANK AG	105,615	11.185	1,181,303.77

CONTINENTAL AG	10,926	68.860	752,364.36	
CORP ACCIONA ENERGIAS RENOVA	6,521	27.140	176,979.94	
COVESTRO AG	19,190	48.000	921,120.00	
CREDIT AGRICOLE SA	120,163	11.766	1,413,837.85	
D' IETEREN GROUP	2,137	155.800	332,944.60	
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	49,051	29.190	1,431,798.69	
DANONE	63,981	57.540	3,681,466.74	
DASSAULT AVIATION SA	2,047	187.600	384,017.20	
DASSAULT SYSTEMES SA	66,585	42.050	2,799,899.25	
DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	51,886	10.275	533,128.65	
DELIVERY HERO SE	17,430	32.895	573,359.85	
DEUTSCHE BANK AG	192,391	11.172	2,149,392.25	
DEUTSCHE BOERSE AG	18,878	168.750	3,185,662.50	
DEUTSCHE LUFTHANSA AG	59,301	7.999	474,348.69	
DEUTSCHE TELEKOM AG	323,457	21.555	6,972,115.63	
DHL GROUP	98,495	40.515	3,990,524.92	
DIASORIN ITALIA SPA	2,229	88.760	197,846.04	
DR ING HC F PORSCHE AG	11,321	90.920	1,029,305.32	
DSM-FIRMENICH AG	18,497	91.880	1,699,504.36	
E. ON SE	222,981	11.555	2,576,545.45	
EDENRED	24,801	50.020	1,240,546.02	
EDP RENOVAVEIS SA	30,591	16.325	499,398.07	
EIFFAGE	7,294	90.740	661,857.56	
ELIA GROUP SA/NV	2,922	102.200	298,628.40	
ELISA OYJ	14,567	41.920	610,648.64	
ENAGAS SA	24,755	16.170	400,288.35	
ENDESA SA	31,458	19.590	616,262.22	
ENEL SPA	808,065	6.405	5,175,656.32	
ENERGIAS DE PORTUGAL SA	311,784	4.279	1,334,123.73	
ENGIE	181,543	15.600	2,832,070.80	
ENI-ENTE NAZIONALE IDROCARBURI SPA	234,678	15.012	3,522,986.13	
ERSTE GROUP BANK AG	34,131	35.900	1,225,302.90	
ESSILORLUXOTTICA	29,302	179.380	5,256,192.76	
EURAZEO	4,318	59.050	254,977.90	
EUROFINS SCIENTIFIC	13,416	52.640	706,218.24	
EURONEXT NV	8,523	73.350	625,162.05	
EVONIK INDUSTRIES AG	20,903	18.495	386,600.98	
EXOR NV	10,707	86.360	924,656.52	
FERRARI NV	12,525	329.600	4,128,240.00	
FERROVIAL SE	50,516	30.260	1,528,614.16	
FINECOBANK SPA	60,715	12.300	746,794.50	
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC.	17,553	145.000	2,545,185.00	
FORTUM OYJ	44,586	12.675	565,127.55	
FRESENIUS MEDICAL CARE AG AND CO. KGAA	20,393	35.840	730,885.12	
FRESENIUS SE & CO KGAA	41,965	27.320	1,146,483.80	
GALP ENERGIA SGPS SA	48,747	13.465	656,378.35	

GEA GROUP AG	15,232	34.980	532,815.36
GETLINK SE - REGR	35,511	16.290	578,474.19
GRIFOLS SA	29,627	12.660	375,077.82
GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	9,481	72.520	687,562.12
HANNOVER RUECK SE	5,985	208.900	1,250,266.50
HEIDELBERG MATERIALS AG	14,349	71.280	1,022,796.72
HEINEKEN HOLDING NV	12,864	71.000	913,344.00
HEINEKEN NV	28,614	83.220	2,381,257.08
HELLOFRESH SE	15,429	16.030	247,326.87
HENKEL AG & CO KGAA	10,416	62.880	654,958.08
HENKEL KGAA-VORZUG	16,752	71.280	1,194,082.56
HERMES INTERNATIONAL	3,148	1,924.600	6,058,640.80
IBERDROLA SA	604,800	11.070	6,695,136.00
IMCD NV	5,666	134.300	760,943.80
INDITEX SA	108,393	35.660	3,865,294.38
INFINEON TECHNOLOGIES AG	129,772	33.580	4,357,743.76
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	34,714	10.700	371,439.80
ING GROEP NV-CVA	359,564	12.754	4,585,879.25
INTESA SANPAOLO	1,544,239	2.684	4,144,737.47
IPSEN	3,739	107.300	401,194.70
JDE PEET'S BV	12,470	25.560	318,733.20
JERONIMO MARTINS	28,109	21.760	611,651.84
KBC GROEP NV	24,871	53.240	1,324,132.04
KERING	7,401	404.300	2,992,224.30
KERRY GROUP PLC-A	15,837	72.860	1,153,883.82
KESKO OYJ-B SHS	27,143	17.140	465,231.02
KINGSPAN GROUP PLC	15,368	69.040	1,061,006.72
KNORR-BREMSE AG	7,210	55.720	401,741.20
KONE OYJ	33,780	41.320	1,395,789.60
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	96,432	26.625	2,567,502.00
KONINKLIJKE PHILIPS NV	92,297	19.388	1,789,454.23
L'OREAL SA	23,972	423.950	10,162,929.40
LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	10,476	32.620	341,727.12
LEG IMMOBILIE SE	7,370	70.580	520,174.60
LEGRAND SA	26,508	87.560	2,321,040.48
LOTUS BAKERIES	41	7,530.000	308,730.00
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	27,446	711.600	19,530,573.60
MEDIOBANCA SPA	54,759	11.765	644,239.63
MERCEDES-BENZ GROUP AG	79,730	58.600	4,672,178.00
MERCK KGAA	12,843	156.950	2,015,708.85
METSO CORPORATION	65,863	9.054	596,323.60
MICHELIN (C. G. D. E. )	67,425	29.650	1,999,151.25
MONCLER SPA	20,468	50.440	1,032,405.92
MTU AERO ENGINES HOLDING AG	5,347	186.000	994,542.00

MUENCHENER RUECKVERSICHERUNGS AG	13, 554	377. 900	5, 122, 056. 60
NATURGY ENERGY GROUP SA	12, 466	26. 980	336, 332. 68
NEMETSCHEK SE	5, 739	79. 380	455, 561. 82
NESTE OYJ	42, 047	34. 480	1, 449, 780. 56
NEXI SPA	58, 783	6. 922	406, 895. 92
NN GROUP NV	24, 913	32. 080	799, 209. 04
NOKIA OYJ	531, 387	3. 270	1, 737, 635. 49
OCI NV	10, 483	21. 230	222, 554. 09
OEST ELEKTRIZITATSWIRTS- A	6, 772	85. 350	577, 990. 20
OMV AG	14, 641	40. 830	597, 792. 03
ORANGE S. A.	188, 200	11. 076	2, 084, 503. 20
ORION OYJ-CLASS B	10, 703	37. 630	402, 753. 89
PERNOD-RICARD	20, 323	167. 350	3, 401, 054. 05
PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE-PREF	15, 212	46. 150	702, 033. 80
POSTE ITALIANE SPA	51, 865	10. 170	527, 467. 05
PROSUS	151, 939	30. 240	4, 594, 635. 36
PRYSMIAN SPA	26, 080	35. 760	932, 620. 80
PUBLICIS GROUPE	22, 740	73. 900	1, 680, 486. 00
PUMA AG	10, 493	52. 900	555, 079. 70
QIAGEN NV	22, 632	36. 080	816, 562. 56
RANDSTAD NV	10, 949	53. 500	585, 771. 50
RATIONAL AG	509	609. 000	309, 981. 00
RECORDATI INDUSTRIA CHIMICA	10, 390	45. 180	469, 420. 20
REDEIA CORPORACION SA	40, 580	15. 110	613, 163. 80
REMY COINTREAU	2, 272	112. 750	256, 168. 00
RENAULT SA	19, 062	35. 560	677, 844. 72
REPSOL SA	126, 671	13. 795	1, 747, 426. 44
RHEINMETALL AG	4, 327	279. 100	1, 207, 665. 70
ROYAL KPN NV	329, 716	3. 167	1, 044, 210. 57
RWE AG	62, 789	38. 340	2, 407, 330. 26
SAFRAN SA	33, 965	160. 560	5, 453, 420. 40
SAMPO OYJ	45, 677	38. 840	1, 774, 094. 68
SANOFI	112, 913	85. 890	9, 698, 097. 57
SAP SE	103, 773	137. 220	14, 239, 731. 06
SARTORIUS AG-VORZUG	2, 604	273. 800	712, 975. 20
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	2, 750	200. 200	550, 550. 00
SCHNEIDER ELECTRIC SE	54, 090	166. 020	8, 980, 021. 80
SCOUT24 SE	7, 427	63. 160	469, 089. 32
SEB SA	2, 472	101. 300	250, 413. 60
SIEMENS AG	75, 530	148. 460	11, 213, 183. 80
SIEMENS ENERGY AG	51, 649	11. 680	603, 260. 32
SIEMENS HEALTHINEERS AG	28, 037	50. 040	1, 402, 971. 48
SMURFIT KAPPA GROUP PLC	25, 837	31. 750	820, 324. 75
SNAM SPA	200, 247	4. 498	900, 711. 00
SOCIETE GENERALE	72, 239	22. 605	1, 632, 962. 59
SODEXO	8, 792	101. 350	891, 069. 20

SOFINA	1,539	200.200	308,107.80	
SOLVAY SA	7,347	103.350	759,312.45	
STELLANTIS NV	219,838	18.470	4,060,407.86	
STMICROELECTRONICS NV	67,901	41.925	2,846,749.42	
STORA ENSO OYJ	57,786	12.175	703,544.55	
SYMRISE AG	13,200	97.040	1,280,928.00	
TALANX AG	6,257	63.950	400,135.15	
TELECOM ITALIA SPA	1,007,864	0.259	261,036.77	
TELEFONICA DEUTSCHLAND HOLDI	95,640	2.348	224,562.72	
TELEFONICA SA	521,276	3.753	1,956,348.82	
TELEPERFORMANCE	5,882	135.100	794,658.20	
TENARIS SA	46,818	15.665	733,403.97	
TERNA-RETE ELETTRICA NAZIONALE SPA	139,500	7.520	1,049,040.00	
THALES SA	10,441	138.150	1,442,424.15	
TOTALENERGIES SE	223,453	61.810	13,811,629.93	
UCB SA	12,557	68.520	860,405.64	
UMICORE	20,840	23.290	485,363.60	
UNICREDIT SPA	183,146	25.035	4,585,060.11	
UNIVERSAL MUSIC GROUP BV	81,423	23.970	1,951,709.31	
UPM-KYMMENE OYJ	53,020	33.000	1,749,660.00	
VALEO SA	20,572	13.495	277,619.14	
VEOLIA ENVIRONNEMENT	67,531	28.070	1,895,595.17	
VINCI SA	52,830	109.380	5,778,545.40	
VIVENDI SA	67,364	8.794	592,399.01	
VOESTALPINE AG	11,507	26.200	301,483.40	
VOLKSWAGEN AG	2,963	120.850	358,078.55	
VOLKSWAGEN AG	20,463	108.840	2,227,192.92	
VONOVIA SE	72,935	25.190	1,837,232.65	
WACKER CHEMIE AG	1,814	120.800	219,131.20	
WARTSILA OYJ	46,946	11.885	557,953.21	
WENDEL	2,633	73.850	194,447.05	
WOLTERS KLUWER NV	25,576	122.500	3,133,060.00	
WORLDLINE SA	23,892	13.745	328,395.54	
ZALANDO SE	22,283	23.060	513,845.98	
ユーロ 小計	17,877,094		462,124,715.53 (75,575,875,978)	
香港・ドル				
AIA GROUP LTD	1,148,075	72.900	83,694,667.50	
BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	368,039	21.300	7,839,230.70	
BUDWEISER BREWING CO APAC LT	171,300	15.220	2,607,186.00	
CK ASSET HOLDINGS LTD	195,909	38.400	7,522,905.60	
CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	266,409	40.200	10,709,641.80	
CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LIMITED	63,000	38.200	2,406,600.00	
CLP HOLDINGS LTD	163,143	59.550	9,715,165.65	
ESR GROUP LIMITED	217,800	10.080	2,195,424.00	

GALAXY ENTERTAINMENT GROUP LTD	216,810	43.100	9,344,511.00	
HANG LUNG PROPERTIES LTD	179,157	11.020	1,974,310.14	
HANG SENG BANK LTD	76,012	89.400	6,795,472.80	
HENDERSON LAND DEVELOPMENT	144,641	21.850	3,160,405.85	
HKT TRUST AND HKT LTD	390,000	8.250	3,217,500.00	
HONG KONG & CHINA GAS	1,115,437	5.510	6,146,057.87	
HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	119,611	285.400	34,136,979.40	
MTR CORP	154,755	29.600	4,580,748.00	
NEW WORLD DEVELOPMENT	149,917	15.260	2,287,733.42	
POWER ASSETS HOLDINGS LTD	138,087	39.800	5,495,862.60	
SANDS CHINA LTD	240,980	21.400	5,156,972.00	
SINO LAND CO	366,000	8.080	2,957,280.00	
SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	133,000	12.260	1,630,580.00	
SUN HUNG KAI PROPERTIES LTD	144,023	78.650	11,327,408.95	
SWIRE PACIFIC LTD	42,366	50.100	2,122,536.60	
SWIRE PROPERTIES LTD	116,200	15.260	1,773,212.00	
TECHTRONIC INDUSTRIES CO	137,000	81.150	11,117,550.00	
WH GROUP LTD	827,000	4.690	3,878,630.00	
WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	166,733	26.500	4,418,424.50	
XINYI GLASS HOLDINGS CO LTD	164,000	9.390	1,539,960.00	
香港・ドル 小計	7,615,404		249,752,956.38 (4,802,749,351)	
合計	112,868,857		780,690,036,233 (780,690,036,233)	

(2) 株式以外の有価証券

2023年11月20日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	16,349.00	1,695,718.28	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	32,282.00	1,166,025.84	
		AMERICAN TOWER REIT INC	46,330.00	9,161,294.20	
		ANNALY MORTGAGE MANAGEMENT	49,139.00	875,165.59	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	14,107.00	2,384,647.28	
		BOSTON PROPERTIES INC	14,810.00	815,734.80	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	10,614.00	927,132.90	
		CROWN CASTLE INC	43,127.00	4,481,757.84	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	28,959.00	3,895,854.27	
		EQUINIX INC	9,295.00	7,200,278.80	
		EQUITY LIFESTYLE	17,562.00	1,221,261.48	

	PROPERTIES			
	EQUITY RESIDENTIAL	35,765.00	1,982,453.95	
	ESSEX PROPERTY TRUST INC	6,376.00	1,345,463.52	
	EXTRA SPACE STORAGE INC	21,001.00	2,693,588.26	
	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	26,080.00	1,184,292.80	
	HEALTHCARE REALTY TRUST INCORPORATED-A	37,960.00	540,930.00	
	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	54,361.00	895,325.67	
	HOST HOTELS AND RESORTS INC	70,647.00	1,219,367.22	
	INVITATION HOMES INC	60,791.00	2,038,322.23	
	IRON MOUNTAIN INC	28,970.00	1,802,803.10	
	KIMCO REALTY CORP	61,625.00	1,158,550.00	
	MID-AMERICA APARTMENT COMM	11,593.00	1,407,622.06	
	PROLOGIS INC	91,789.00	10,103,215.23	
	PUBLIC STORAGE	15,727.00	4,052,847.90	
	REALTY INCOME CORP	66,961.00	3,542,906.51	
	REGENCY CENTERS CORP	16,477.00	1,018,278.60	
	SBA COMMUNICATIONS CORP	10,770.00	2,517,056.70	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	32,494.00	3,953,869.92	
	SUN COMMUNITIES INC	12,373.00	1,518,167.10	
	UDR INC	31,077.00	1,019,947.14	
	VENTAS INC	39,746.00	1,770,286.84	
	VICI PROPERTIES INC	99,851.00	2,853,741.58	
	WELLTOWER INC	49,394.00	4,321,481.06	
	WP CAREY INC	21,267.00	1,202,436.18	
アメリカ・ドル	小計	1,185,669.00	87,967,824.85 (13,190,775,336)	
イギリス・ポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	70,014.00	457,471.47	
	SEGRO PLC	115,800.00	952,339.20	
イギリス・ポンド	小計	185,814.00	1,409,810.67 (263,197,554)	
オーストラリア・ドル	DEXUS/AU	106,855.00	764,013.25	
	GOODMAN GROUP	168,453.00	3,896,317.89	
	GPT GROUP	189,991.00	790,362.56	
	LENDLEASE GROUP	68,492.00	469,170.20	
	MIRVAC GROUP	391,330.00	802,226.50	
	SCENTRE GROUP	515,008.00	1,369,921.28	
	STOCKLAND	236,546.00	943,818.54	
	VICINITY CENTRES	383,997.00	710,394.45	
オーストラリア・ドル	小計	2,060,672.00	9,746,224.67 (950,939,141)	
カナダ・ドル	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	8,435.00	380,840.25	
	RIOCAN REAL ESTATE INVST	15,286.00	267,810.72	



	TR			
カナダ・ドル	小計	23,721.00	648,650.97 (70,865,118)	
シンガポール・ドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	370,200.00	1,036,560.00	
	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	528,690.00	983,363.40	
	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	343,600.00	542,888.00	
	MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL TRUST	235,800.00	325,404.00	
シンガポール・ドル	小計	1,478,290.00	2,888,215.40 (322,238,192)	
ユーロ	COVIVIO	5,080.00	226,060.00	
	GECINA SA	4,558.00	454,432.60	
	KLEPIERRE	21,345.00	492,856.05	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	11,726.00	641,646.72	
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	16,467.00	420,896.52	
ユーロ	小計	59,176.00	2,235,891.89 (365,657,760)	
香港・ドル	LINK REIT	251,271.00	10,013,149.35	
香港・ドル	小計	251,271.00	10,013,149.35 (192,552,862)	
投資証券	合計	5,244,613	15,356,225,963 (15,356,225,963)	
合計			15,356,225,963 (15,356,225,963)	

(注) 投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注)

1. 各種通貨毎の小計の欄における ( ) 内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における ( ) 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率 (%)	組入 投資証券 時価比率 (%)	有価証券の合計金額に 対する比率 (%)
アメリカ・ドル	株式 605銘柄 投資証券 34銘柄	70.40 —	— 1.59	74.80
イギリス・ポンド	株式 82銘柄 投資証券 2銘柄	4.07 —	— 0.03	4.26
イスラエル・シケル	株式 8銘柄	0.10	—	0.11
オーストラリア・ドル	株式 51銘柄 投資証券 8銘柄	1.87 —	— 0.11	2.06
カナダ・ドル	株式 85銘柄 投資証券 2銘柄	3.20 —	— 0.01	3.33
シンガポール・ドル	株式 16銘柄 投資証券 4銘柄	0.31 —	— 0.04	0.36
スイス・フラン	株式 45銘柄	2.68	—	2.79
スウェーデン・クローナ	株式 43銘柄	0.88	—	0.92
デンマーク・クローネ	株式 16銘柄	0.93	—	0.97
ニュージーランド・ドル	株式 6銘柄	0.05	—	0.05
ノルウェー・クローネ	株式 12銘柄	0.19	—	0.19
ユーロ	株式 222銘柄 投資証券 5銘柄	9.14 —	— 0.04	9.54
香港・ドル	株式 28銘柄 投資証券 1銘柄	0.58 —	— 0.02	0.63

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

2023年11月30日現在

I 資産総額	114,983,755円
II 負債総額	377,276円
III 純資産総額 (I - II)	114,606,479円
IV 発行済数量	125,571,085口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	0.9127円

(参考)

ニッセイ外国株式インデックス マザーファンド

2023年11月30日現在

I 資産総額	840,841,095,942円
II 負債総額	20,658,493,706円
III 純資産総額 (I - II)	820,182,602,236円
IV 発行済数量	220,944,545,333口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	3.7122円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2) 受益者に対する特典

ありません。

### (3) 譲渡制限

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### (4) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

2023年11月末現在の委託会社の資本金は、100億円です。

委託会社が発行する株式の総数は13万1,560株で、うち発行済株式総数は10万8,448株です。最近5年間における資本金の増減はありません。

##### (2) 委託会社等の機構

###### ① 会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会の決議により選任され、その任期は就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとします。ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役のなかから代表取締役を選任するとともに、取締役社長1名を選任します。また、取締役会は、取締役会長1名を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集し、その議長を務めます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決議します。

###### ② 投資運用の意思決定機構

ファンドの個々の取引の運用指図は、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、委託会社のファンドマネジャーが行います。

ファンド毎の運用基本方針、具体的な運用ルールである運用内規および月次運用方針については、運用部門中心に構成される協議機関において市場動向・ファンダメンタルズ等の投資環境分析を踏まえ協議され、運用担当部（室）の部長が決定します。

ファンドマネジャーは、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、具体的な銘柄選択を行い、組入有価証券等の売買の指図を行います。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2023年11月末現在、委託会社が運用するファンドの本数および純資産総額合計額は以下の通りです（ファンド数、純資産総額合計額とも親投資信託を除きます）。

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額 （単位：億円）
追加型株式投資信託	421	75,585
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	112	20,314
単位型公社債投資信託	0	0
合計	533	95,900

- 純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てて記載しておりますので、表中の個々の金額の合計と合計欄の金額とは一致しないことがあります。

### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1. 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 委託会社であるニッセイアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。

財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第28期事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、第29期事業年度に係る中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2023年5月31日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 樋口 誠之

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大竹 新

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。



## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	38,492,350	31,522,565
有価証券	6,249,635	5,099,877
前払費用	763,755	595,955
未収委託者報酬	6,157,565	5,813,921
未収運用受託報酬	3,219,400	3,456,007
未収投資助言報酬	265,131	259,830
その他	8,403	18,700
流動資産合計	55,156,243	46,766,858
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	※1 150,311	※1 150,182
車両	※1 968	※1 482
器具備品	※1 103,050	※1 92,889
有形固定資産合計	254,330	243,554
無形固定資産		
ソフトウェア	1,840,943	1,803,047
ソフトウェア仮勘定	577,731	1,198,151
その他	8,013	8,013
無形固定資産合計	2,426,688	3,009,212
投資その他の資産		
投資有価証券	30,679,401	37,635,584
関係会社株式	66,222	66,222
長期前払費用	10,629	11,881
差入保証金	374,819	367,613
繰延税金資産	1,413,142	1,600,306
その他	10,305	10,037
投資その他の資産合計	32,554,521	39,691,645
固定資産合計	35,235,540	42,944,413
資産合計	90,391,783	89,711,272

負債の部

流動負債

預り金	51,241	53,649
未払収益分配金	8,706	7,080
未払手数料	※2 2,315,345	※2 2,148,508
未払運用委託報酬	※2 1,728,950	※2 1,868,264
未払投資助言報酬	※2 828,040	※2 801,755
その他未払金	※2 4,619,477	※2 2,880,396
未払費用	※2 134,086	※2 122,649
未払法人税等	611,046	1,689,458
未払消費税等	349,108	321,144
賞与引当金	1,227,440	1,047,233
その他	93,579	46,054
流動負債合計	11,967,023	10,986,194

固定負債

退職給付引当金	2,423,289	2,402,314
役員退職慰労引当金	16,750	16,150
固定負債合計	2,440,039	2,418,464

負債合計

負債合計	14,407,063	13,404,658
------	------------	------------

純資産の部

株主資本

資本金	10,000,000	10,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,281,840	8,281,840
資本剰余金合計	8,281,840	8,281,840

利益剰余金

利益準備金	139,807	139,807
その他利益剰余金		
配当準備積立金	120,000	120,000
研究開発積立金	70,000	70,000
別途積立金	350,000	350,000
繰越利益剰余金	56,866,270	57,905,876
利益剰余金合計	57,546,077	58,585,683
株主資本合計	75,827,917	76,867,523

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	348,871	△ 254,732
繰延ヘッジ損益	△ 192,067	△ 306,177
評価・換算差額等合計	156,803	△ 560,910

純資産合計

純資産合計	75,984,720	76,306,613
-------	------------	------------

負債・純資産合計

負債・純資産合計	90,391,783	89,711,272
----------	------------	------------

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	29,144,394	27,807,455
運用受託報酬	17,750,312	18,365,703
投資助言報酬	1,032,738	1,146,302
その他営業収益	-	4,497
営業収益計	47,927,445	47,323,959
営業費用		
支払手数料	11,524,989	10,826,133
広告宣伝費	62,919	34,423
公告費	125	125
調査費	8,730,925	9,426,129
支払運用委託報酬	3,825,413	3,994,350
支払投資助言報酬	3,083,142	3,279,321
委託調査費	125,430	143,143
調査費	1,696,938	2,009,314
委託計算費	277,534	278,897
営業雑経費	846,156	876,260
通信費	59,759	60,541
印刷費	173,841	166,600
協会費	38,262	37,646
その他営業雑経費	574,292	611,472
営業費用計	21,442,649	21,441,969
一般管理費		
役員報酬	150,830	114,167
給料・手当	4,699,931	5,179,604
賞与引当金繰入額	1,184,037	1,033,669
賞与	369,403	357,187
福利厚生費	925,165	988,302
退職給付費用	431,379	411,161
役員退職慰労引当金繰入額	8,950	5,850
役員退職慰労金	-	2,550
その他人件費	162,879	214,336
不動産賃借料	766,098	803,805
その他不動産経費	36,278	35,247
交際費	12,883	27,169
旅費交通費	17,654	133,750
固定資産減価償却費	552,239	663,401
租税公課	385,352	367,046
業務委託費	349,177	438,018
器具備品費	484,762	769,903
保険料	46,907	49,248
寄付金	5,126	10,762
諸経費	247,185	279,825
一般管理費計	10,836,244	11,885,008
営業利益	15,648,550	13,996,981
営業外収益		
受取利息	2,029	950
有価証券利息	3,452	15,666
受取配当金	※1 83,809	※1 191,353

為替差益	27,680	22,628
その他営業外収益	19,955	20,449
営業外収益計	136,927	251,049
営業外費用		
控除対象外消費税	20,188	5,712
その他営業外費用	404	314
営業外費用計	20,592	6,026
経常利益	15,764,885	14,242,004
特別利益		
投資有価証券売却益	18,927	97,919
投資有価証券償還益	510,138	45,181
特別利益計	529,065	143,100
特別損失		
投資有価証券売却損	7,280	73,703
投資有価証券償還損	50,697	71,887
固定資産除却損	※2 132	※2 1,757
事故損失賠償金	※3 9,883	※3 2,015
特別損失計	67,993	149,364
税引前当期純利益	16,225,956	14,235,739
法人税、住民税及び事業税	4,940,051	4,112,329
法人税等調整額	24,895	74,919
法人税等合計	4,964,946	4,187,249
当期純利益	11,261,009	10,048,489

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本									株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備 金	利益剰余金				利益剰余 金合計	
		資本準備 金	資本剰余 金合計		その他利益剰余金					
					配当準備 積立金	研究開発 積立金	別途積立 金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	55,045,550	55,725,357	74,007,197
当期変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	△9,440,289	△9,440,289	△9,440,289
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	11,261,009	11,261,009	11,261,009
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	1,820,719	1,820,719	1,820,719
当期末残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	56,866,270	57,546,077	75,827,917

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,242,655	△97,204	1,145,450	75,152,647
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	△9,440,289
当期純利益	-	-	-	11,261,009
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	△893,783	△94,862	△988,646	△988,646
当期変動額合計	△893,783	△94,862	△988,646	832,073
当期末残高	348,871	△192,067	156,803	75,984,720

当事業年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本									株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備 金	利益剰余金				利益剰余 金合計	
		資本準備 金	資本剰余 金合計		その他利益剰余金					
					配当準備 積立金	研究開発 積立金	別途積立 金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	56,866,270	57,546,077	75,827,917
当期変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	△9,008,883	△9,008,883	△9,008,883
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	10,048,489	10,048,489	10,048,489
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	1,039,606	1,039,606	1,039,606
当期末残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	57,905,876	58,585,683	76,867,523

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	348,871	△192,067	156,803	75,984,720
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	△9,008,883
当期純利益	-	-	-	10,048,489
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	△603,603	△114,109	△717,713	△717,713
当期変動額合計	△603,603	△114,109	△717,713	321,892
当期末残高	△254,732	△306,177	△560,910	76,306,613

注記事項

(重要な会計方針)

項目	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>① 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。</p> <p>② その他有価証券 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。</p> <p>③ 関係会社株式 移動平均法に基づく原価法によっております。</p>
2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ取引の評価は時価法によっております。</p>
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>① 有形固定資産 定率法（ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法）によっております。なお、主な耐用年数は、建物附属設備3～18年、車両6年、器具備品2～20年であります。</p> <p>② 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>
4. 引当金の計上基準	<p>① 賞与引当金 従業員への賞与の支給に充てるため、当期末在籍者に対する支給見込額のうち当期負担額を計上しております。</p> <p>② 退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。年俸制適用者の退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当該事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における年俸制適用者の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>年俸制非適用者は、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。なお、受入出向者については、退職給付負担金を出向元に支払っているため、退職給付引当金は計上しておりません。</p> <p>③ 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>
5. 収益及び費用の計上基準	<p>当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。</p> <p>①投資信託委託業務 投資信託委託業務においては、投資信託契約に基づき信託財産の運用指図等を行っております。 委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を各契約で定められた運用期間経過後の一時点で個別に収受しております。当該報酬は、運用期間に</p>

	<p>わたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。</p> <p>②投資運用業務 投資運用業務においては、投資一任契約に基づき、顧客資産を一任して運用指図等を行っております。 運用受託報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を各契約で定められた運用期間経過後の一時点で個別に収受しております。当該報酬は、運用期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。また、成功報酬は、契約上定められる超過収益の達成等により報酬額及び支払われることが確定した時点で収益として認識しております。</p> <p>③投資助言業務 投資助言業務においては、投資助言契約に基づき、運用に関する投資判断の助言等を行っております。 投資助言報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を各契約で定められた運用期間経過後の一時点で個別に収受しております。当該報酬は、契約期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。</p>
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
7. ヘッジ会計の方法	<p>①ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>②ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下の通りであります。 ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・自己資金を投資している投資有価証券</p> <p>③ヘッジ方針 ヘッジ指定は、ヘッジ取引日、ヘッジ対象とリスクの種類、ヘッジ手段、ヘッジ割合、ヘッジを意図する期間について、原則として個々取引毎に行います。</p> <p>④ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。</p>
8. グループ通算制度の適用	当社は、日本生命保険相互会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しており、当制度を前提とした会計処理を行っております。



## (会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計基準を将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

## (未適用の会計基準等)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)

### (1) 概要

その他の包括利益に対して課税される場合の法人税等の計上区分及びグループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果の取扱いを定めるものです。

### (2) 適用予定日

2025年3月期の期首より適用予定であります。

### (3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
建物附属設備	329,011千円	340,233千円
車両	5,760	6,246
器具備品	494,576	516,937
計	829,348	863,417

※2. 前事業年度において、関係会社に対する負債として、未払手数料、未払運用委託報酬、未払投資助言報酬、その他未払金、未払費用に含まれるものの合計額は、負債及び純資産の合計額の100分の5を超えており、その金額は前事業年度および当事業年度においてそれぞれ5,317,615千円、2,706,850千円であります。

(損益計算書関係)

※1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
受取配当金	42,069千円	174,180千円

※2. 固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
器具備品	132	1,749
ソフトウェア	-	8
計	132	1,757

※3. 事故損失賠償金は、当社の事務処理誤り等により受託資産に生じた損失を当社が賠償したものであります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	108	—	—	108
合計	108	—	—	108

2. 配当に関する事項

①配当金支払額

2021年6月30日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	9,440,289千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	87,049円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月30日

当事業年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	108	—	—	108
合計	108	—	—	108

2. 配当に関する事項

①配当金支払額

2022年6月30日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	9,008,883千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	83,071円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月30日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年6月26日開催の定時株主総会において、以下のとおり決議することを予定しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	8,038,816千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	74,126円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月26日

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、自己勘定の資金運用にあたっては、資金運用規則に沿って、慎重な資金管理、資本金の保全、投機の回避に十分に留意しております。また、資金の管理にあたっては、投資信託委託会社としての業務により当社が受け入れる投資信託財産に属する金銭等との混同を来たさないよう、分離して行っております。

投資有価証券は主として地方債と自社設定投資信託であります。これらは金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。自己資金運用に係るリスク管理等については、資金運用規則のほか資金運用リスク管理規程に従い、適切なリスク管理を図っております。

上記の自社設定投資信託の一部につきましてはデリバティブを用いてヘッジを行っております。デリバティブを用いたヘッジ取引につきましては、外貨建て資産の為替変動リスクを回避する目的で為替予約を使ってヘッジ会計を適用しております。ヘッジ会計の適用にあたっては、資金運用規則のほか資金運用リスク管理規程等に基づき、ヘッジ対象のリスクの種類及び選択したヘッジ手段を明確にし、また事前の有効性の確認、事後の有効性の検証を行う等、社内体制を整備して運用しております。ヘッジの有効性判定については資金運用リスク管理規程に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品または市場価格のない株式等（注1）は次表に含まれておりません。また、短期間で決済されるため時価が簿価に近似する金融商品は、注記を省略しております。

前事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	17,319,017	17,308,937	△10,080
その他有価証券	19,610,019	19,610,019	—
資産計	36,929,036	36,918,956	△10,080
デリバティブ取引（※）			
ヘッジ会計が適用され ているもの	△73,870	△73,870	—
デリバティブ取引計	△73,870	△73,870	—

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

当事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	23,445,768	23,460,731	14,962
その他有価証券	19,289,693	19,289,693	—
資産計	42,735,461	42,750,424	14,962
デリバティブ取引（※）			
ヘッジ会計が適用され ているもの	△24,321	△24,321	—
デリバティブ取引計	△24,321	△24,321	—

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

（注1）市場価格のない株式等

（単位：千円）

区分	前事業年度 (2022年3月31日)
関係会社株式	66,222

（単位：千円）

区分	当事業年度 (2023年3月31日)
関係会社株式	66,222

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品

前事業年度 (2022年3月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券	—	19,610,019	—	19,610,019
デリバティブ取引 (※) 為替予約	—	△73,870	—	△73,870
合計	—	19,536,149	—	19,536,149

(※)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

当事業年度 (2023年3月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券	—	19,289,693	—	19,289,693
デリバティブ取引 (※) 為替予約	—	△24,321	—	△24,321
合計	—	19,265,372	—	19,265,372

(※)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融商品

前事業年度 (2022年3月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 国債・地方債等	—	17,308,937	—	17,308,937
合計	—	17,308,937	—	17,308,937

当事業年度 (2023年3月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 国債・地方債等	—	23,460,731	—	23,460,731
合計	—	23,460,731	—	23,460,731

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

地方債は相場価格を用いて評価しております。当社が保有している地方債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格と認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額  
前事業年度(2022年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
①現金・預金	38,492,350	—	—	—
②有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	6,250,000	11,070,000	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他(注)	6,108,860	12,060,309	1,121,260	101,009
合計	50,851,210	23,130,309	1,121,260	101,009

(注) 投資信託受益証券であります。

当事業年度(2023年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
①現金・預金	31,522,565	—	—	—
②有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	5,100,000	18,340,000	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他(注)	3,029,947	15,086,454	997,574	175,716
合計	39,652,513	33,426,454	997,574	175,716

(注) 投資信託受益証券であります。



(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前事業年度 (2022年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照 表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	4,899,207	4,900,290	1,082
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	4,899,207	4,900,290	1,082
時価が貸借対照 表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	12,419,810	12,408,647	△11,163
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	12,419,810	12,408,647	△11,163
合計		17,319,017	17,308,937	△10,080

当事業年度 (2023年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照 表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	13,455,768	13,484,645	28,876
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	13,455,768	13,484,645	28,876
時価が貸借対照 表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	9,990,000	9,976,086	△13,914
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	9,990,000	9,976,086	△13,914
合計		23,445,768	23,460,731	14,962

## 2. その他有価証券

前事業年度（2022年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価または 償却原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他（注1）	10,012,022	9,238,000	774,022
	小計	10,012,022	9,238,000	774,022
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他（注1）	9,597,996	10,017,000	△419,003
	小計	9,597,996	10,017,000	△419,003
合計		19,610,019	19,255,000	355,019

（注1）投資信託受益証券等であります。

（注2）関係会社株式66,222千円は、市場価格がないことから、上表には記載しておりません。

当事業年度（2023年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価または 償却原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他（注1）	6,778,610	6,336,999	441,610
	小計	6,778,610	6,336,999	441,610
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他（注1）	12,511,082	13,413,000	△901,917
	小計	12,511,082	13,413,000	△901,917
	合計	19,289,693	19,749,999	△460,306

（注1）投資信託受益証券等であります。

（注2）関係会社株式66,222千円は、市場価格がないことから、上表には記載しておりません。

### 3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	72,646	18,927	7,280
合計	72,646	18,927	7,280

当事業年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	325,215	97,919	73,703
合計	325,215	97,919	73,703

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前事業年度 (2022年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (2023年3月31日)

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度 (2022年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額等のうち1年超(千円)	時価(千円)
原則的処理方法	為替予約取引 米ドル売建	投資 有価証券	1,264,288	-	△73,870
合計			1,264,288	-	△73,870

(注1) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

(注2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

当事業年度 (2023年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額等のうち1年超(千円)	時価(千円)
原則的処理方法	為替予約取引 米ドル売建	投資 有価証券	1,129,663	-	△24,321
合計			1,129,663	-	△24,321

(注1) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

(注2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

## (退職給付関係)

### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度である退職一時金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。退職一時金制度については、年俸制適用者及び年俸制非適用者を制度の対象としております。受入出向者については、退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。

### 2. 確定給付制度

#### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く）

	前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,049,929 千円	2,324,488 千円
勤務費用	296,556	261,043
利息費用	5,724	7,886
数理計算上の差異の発生額	26,217	△51,020
退職給付の支払額	△58,809	△318,533
その他	4,869	2,382
退職給付債務の期末残高	2,324,488	2,226,246

#### (2) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	134,197 千円	147,543 千円
退職給付費用	19,557	18,835
退職給付の支払額	△1,342	△1,081
その他	△4,869	△2,382
退職給付引当金の期末残高	147,543	162,914

#### (3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	2,472,031 千円	2,389,160 千円
未認識数理計算上の差異	△48,741	13,153
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,423,289	2,402,314
退職給付引当金	2,423,289	2,402,314
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,423,289	2,402,314

#### (4) 退職給付費用

	前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	19,557 千円	18,835 千円
勤務費用	296,556	261,043
利息費用	5,724	7,886
数理計算上の差異の当期費用処理額	5,631	10,874
確定給付制度に係る退職給付費用	327,469	298,639

#### (5) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎 (加重平均で表しております。)

	前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
割引率	0.35 %	0.66 %

### 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度において68,995千円、当事業年度において75,867千円であり、退職給付費用に計上しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	375,842 千円	320,663 千円
未払事業税	134,561	113,779
退職給付引当金	742,011	735,588
税務上の繰延資産償却超過額	1,565	2,055
役員退職慰労引当金	5,128	4,945
投資有価証券評価差額	140,574	314,276
減価償却超過額	38,704	48,992
その他	128,909	180,561
小計	1,567,297	1,720,862
評価性引当額	△1,808	△12,818
繰延税金資産合計	1,565,488	1,708,043
繰延税金負債		
特別分配金否認	6,396	10,817
投資有価証券評価差額	145,949	96,919
繰延税金負債合計	152,345	107,737
繰延税金資産(△は負債)の純額	1,413,142	1,600,306

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳  
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度からグループ通算制度を適用しております。「グループ通算制度を適用する場合の会計処理および開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。



## (セグメント情報等)

### [セグメント情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### [関連情報]

前事業年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

#### 1. サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

#### 2. 地域ごとの情報

##### (1) 営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

##### (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

#### 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
日本生命保険相互会社	6,500,632

当事業年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

#### 1. サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

#### 2. 地域ごとの情報

##### (1) 営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

##### (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

#### 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
日本生命保険相互会社	5,921,322

### [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

### [報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

### [報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (自 2021年4月 1日 至2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至2023年3月31日)
営業収益		
投資信託委託業務	29,144,394	27,807,455
投資運用業務 (注)	17,750,312	18,365,703
投資助言業務	1,032,738	1,146,302
その他営業収益	—	4,497
計	47,927,445	47,323,959

(注) 成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針)の「5. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りでございます。

(関連当事者との取引)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等  
前事業年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区	100,000	生命保険業	(被所有)直接 100.00%	兼任有 出向有 転籍有	営業取引	運用受託報酬の受取	6,521,634	未収運用受託報酬	1,657,146
								投資助言報酬の受取	120,504	未収投資助言報酬	11,837
								連結納税に伴う支払	3,919,311	その他未払金	3,919,311

当事業年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区	100,000	生命保険業	(被所有)直接 100.00%	兼任有 出向有 転籍有	営業取引	運用受託報酬の受取	5,922,395	未収運用受託報酬	1,446,614
								投資助言報酬の受取	118,702	未収投資助言報酬	10,996
								グループ通算に伴う支払	2,065,951	その他未払金	2,065,951

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は第三者との取引価格を参考に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

日本生命保険相互会社(非上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	700,655円80銭	703,623円97銭
1株当たり当期純利益金額	103,837円87銭	92,657円21銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
当期純利益	11,261,009千円	10,048,489千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	11,261,009千円	10,048,489千円
期中平均株式数	108千株	108千株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

2023年11月30日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 樋口 誠之

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大竹 新

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第29期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ※ 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれておりません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第29期中間会計期間末  
(2023年9月30日現在)

資産の部		
流動資産		
現金・預金		18,741,468
有価証券		4,104,124
前払費用		751,780
未収委託者報酬		6,599,931
未収運用受託報酬		5,398,961
未収投資助言報酬		266,359
未収還付法人税等		13,544
その他		27,898
流動資産合計		<u>35,904,069</u>
固定資産		
有形固定資産	※1	226,755
無形固定資産		3,177,724
投資その他の資産		
投資有価証券		43,703,580
関係会社株式		66,222
長期前払費用		7,403
差入保証金		364,445
繰延税金資産		1,592,859
その他		9,895
投資その他の資産合計		<u>45,744,406</u>
固定資産合計		<u>49,148,886</u>
資産合計		<u>85,052,955</u>

負債の部		
流動負債		
預り金		86,845
未払収益分配金		6,178
未払手数料		2,420,306
未払運用委託報酬		1,715,368
未払投資助言報酬		1,157,149
その他未払金		2,178,751
未払費用		170,292
未払法人税等		573,020
未払消費税等	※2	451,000
前受投資助言報酬		42,405
賞与引当金		652,050
その他		69,616
流動負債合計		<u>9,522,985</u>
固定負債		
退職給付引当金		2,494,028
役員退職慰労引当金		20,800
固定負債合計		<u>2,514,828</u>
負債合計		<u>12,037,813</u>
純資産の部		
株主資本		
資本金		10,000,000
資本剰余金		
資本準備金		8,281,840
資本剰余金合計		<u>8,281,840</u>
利益剰余金		
利益準備金		139,807
その他利益剰余金		
配当準備積立金		120,000
研究開発積立金		70,000
別途積立金		350,000
繰越利益剰余金		54,965,002
利益剰余金合計		<u>55,644,809</u>
株主資本合計		<u>73,926,649</u>
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		△ 486,524
繰延ヘッジ損益		△424,983
評価・換算差額等合計		<u>△911,507</u>
純資産合計		<u>73,015,142</u>
負債・純資産合計		<u>85,052,955</u>



## (2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第29期中間会計期間	
(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	14,336,875
運用受託報酬	10,106,262
投資助言報酬	557,349
その他営業収益	8,170
営業収益計	<u>25,008,658</u>
営業費用	11,639,819
一般管理費	※1 6,327,756
営業利益	<u>7,041,082</u>
営業外収益	※2 231,266
営業外費用	※3 8,807
経常利益	<u>7,263,541</u>
特別利益	※4 60,023
特別損失	64
税引前中間純利益	<u>7,323,500</u>
法人税、住民税及び事業税	2,077,526
法人税等調整額	148,031
法人税等合計	<u>2,225,558</u>
中間純利益	<u>5,097,942</u>

## (3) 中間株主資本等変動計算書

第29期中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金				利益剰余金合計	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金					
				配当準備積立金	研究開発積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	57,905,876	58,585,683	76,867,523
当中間期変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	△8,038,816	△8,038,816	△8,038,816
中間純利益	-	-	-	-	-	-	-	5,097,942	5,097,942	5,097,942
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	△2,940,873	△2,940,873	△2,940,873
当中間期末残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	54,965,002	55,644,809	73,926,649

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△254,732	△306,177	△560,910	76,306,613
当中間期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	△8,038,816
中間純利益	-	-	-	5,097,942
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△231,791	△118,805	△350,597	△350,597
当中間期変動額合計	△231,791	△118,805	△350,597	△3,291,471
当中間期末残高	△486,524	△424,983	△911,507	73,015,142

注記事項

(重要な会計方針)

項目	第29期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>①満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。</p> <p>②その他有価証券 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。</p> <p>③関係会社株式 移動平均法に基づく原価法によっております。</p>
2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ取引の評価は時価法によっております。</p>
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>①有形固定資産 定率法（ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法）によっております。なお、主な耐用年数は、建物附属設備3～18年、車両6年、器具備品2～20年であります。</p> <p>②無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>
4. 引当金の計上基準	<p>①賞与引当金 従業員への賞与の支給に充てるため、当中間会計期間末在籍者に対する支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。</p> <p>②退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。年俸制適用者の退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当該事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における年俸制適用者の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>年俸制非適用者は、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。なお、受入出向者については、退職給付負担金を出向元に支払っているため、退職給付引当金は計上しておりません。</p> <p>③役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p>
5. 収益及び費用の計上基準	<p>当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。</p> <p>①投資信託委託業務 投資信託委託業務においては、投資信託契約に基づき信託財産の運用指図等を行っております。</p>

	<p>当該契約については、運用期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。</p> <p>②投資運用業務 投資運用業務においては、投資一任契約に基づき、顧客資産を一任して運用指図等を行っております。 当該契約については、運用期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しています。</p> <p>③投資助言業務 投資助言業務においては、投資助言契約に基づき、運用に関する投資判断の助言等を行っております。 当該契約については、契約期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しています。</p>
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
7. ヘッジ会計の方法	<p>①ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>②ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下の通りであります。 ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・自己資金を投資している投資有価証券</p> <p>③ヘッジ方針 ヘッジ指定については、ヘッジ取引日、ヘッジ対象とリスクの種類、ヘッジ手段、ヘッジ割合、ヘッジを意図する期間を、原則として個々取引毎に行います。</p> <p>④ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。</p>
8. グループ通算制度の適用	当社は日本生命保険相互会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しており、当制度を前提とした会計処理を行っております。

(中間貸借対照表関係)

第29期中間会計期間末 (2023年9月30日現在)	
※1. 有形固定資産の減価償却累計額	882,598千円
※2. 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。	

(中間損益計算書関係)

第29期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
※1. 減価償却の実施額	
有形固定資産	20,611千円
無形固定資産	302,812千円
※2. 営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	51,567千円
為替差益	153,991千円
※3. 営業外費用のうち主要なもの	
控除対象外消費税	2,693千円
※4. 特別利益のうち主要なもの	
投資有価証券償還益	30,731千円
投資有価証券売却益	29,291千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第29期中間会計期間  
(自 2023年4月1日  
至 2023年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当中間会計期間増加 株式数 (千株)	当中間会計期間減少 株式数 (千株)	当中間会計期間末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	108	—	—	108
合計	108	—	—	108

2. 配当に関する事項  
配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月26日 定時株主総会	普通株式	8,038,816	74,126	2023年3月31日	2023年6月26日

(金融商品関係)

第29期中間会計期間末 (2023年9月30日現在)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等 (注1) は次表に含まれておりません。また、短期間で決済されるため時価が簿価に近似する金融商品は、注記を省略しております。

(単位：千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
①有価証券			
満期保有目的の債券	4,104,124	4,104,490	365
その他有価証券	—	—	—
②投資有価証券			
満期保有目的の債券	23,151,829	23,090,156	△61,673
その他有価証券	20,551,750	20,551,750	—
③デリバティブ取引 (※)			
ヘッジ会計が適用され ていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用され ているもの	△56,928	△56,928	—

(※)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1) 市場価格のない株式等

関係会社株式 (中間貸借対照表計上額66,222千円) は、市場価格のない株式等と認められるため、上表に記載しておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融商品

第29期中間会計期間末 (2023年9月30日現在)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	—	20,551,750	—	20,551,750
デリバティブ取引 (※)				
為替予約	—	△56,928	—	△56,928
合計	—	20,494,821	—	20,494,821

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(2) 時価をもって中間貸借対照表計上額としない金融商品

第29期中間会計期間末 (2023年9月30日現在)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	—	27,194,646	—	27,194,646
合計	—	27,194,646	—	27,194,646

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

地方債は相場価格を用いて評価しております。当社が保有している地方債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格と認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。



(有価証券関係)

第29期中間会計期間末 (2023年9月30日現在)

1. 満期保有目的の債券

	種類	中間貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えるもの	(1)国債・地方債等	5,249,565	5,250,600	1,034
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	5,249,565	5,250,600	1,034
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えないもの	(1)国債・地方債等	22,006,388	21,944,046	△62,342
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	22,006,388	21,944,046	△62,342
合計		27,255,954	27,194,646	△61,308

2. その他有価証券

	種類	取得原価または 償却原価 (千円)	中間貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表 計上額が取得原 価または償却原 価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他(注)	6,865,999	7,465,529	599,529
	小計	6,865,999	7,465,529	599,529
中間貸借対照表 計上額が取得原 価または償却原 価を超えないも の	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他(注)	14,466,000	13,086,220	△1,379,779
	小計	14,466,000	13,086,220	△1,379,779
合計		21,331,999	20,551,750	△780,249

(注) 投資信託受益証券等であります。

### (デリバティブ取引関係)

#### 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第29期中間会計期間末 (2023年9月30日現在)

該当事項はありません。

#### 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

##### (1) 通貨関連

第29期中間会計期間末 (2023年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額等のうち1年超(千円)	時価(千円)
原則的処理方法	為替予約取引 米ドル売建	投資有価証券	1,269,934	—	△56,928
合計			1,269,934	—	△56,928

(注1) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

### (収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

区分	第29期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
営業収益	
投資信託委託業務	14,336,875千円
投資運用業務	10,106,262千円
投資助言業務	557,349千円
その他	8,170千円
計	25,008,658千円

### (セグメント情報等)

#### [セグメント情報]

第29期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### [関連情報]

第29期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

##### 1. サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

##### 2. 地域ごとの情報

###### (1) 営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

###### (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
日本生命保険相互会社	3,036,913

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]  
 第29期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）  
 該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]  
 第29期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）  
 該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]  
 第29期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）  
 該当事項はありません。

#### (1 株当たり情報)

	第29期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
1株当たり純資産額	673,273円29銭
1株当たり中間純利益金額	47,008円17銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

中間純利益金額	5,097,942千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益金額	5,097,942千円
期中平均株式数	108千株

#### (重要な後発事象)

第29期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）  
 該当事項はありません。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます）。
- ③ 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

##### ① 定款の変更等

2023年3月23日に開催された臨時株主総会において、定款に関し以下の変更が決議されました。

##### <変更前>

(略)

(株主総会の招集及び議長)

第10条 株主総会は、社長が招集し、議長となる。社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(略)

(役付取締役)

第19条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から社長1名を選定する。

2. 取締役会は、前項のほか必要に応じて会長1名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会)

第20条 取締役会は、社長が招集し、その議長となる。

2. 社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(略)

##### <変更後>

(略)

(株主総会の招集及び議長)

第10条 株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(略)

(役付取締役)

第19条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役社長 1名を選定する。

2. 取締役会は、前項のほかに必要に応じて取締役会長 1名を選定することができる。

(取締役会)

第20条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(略)

② 訴訟その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

ニッセイ先進国株式インデックス（為替ヘッジあり）  
（ラップ専用）

約 款

ニッセイ アセットマネジメント株式会社

## 運用の基本方針

約款第18条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、MSCI KOKUSAI 指数（配当込み、円ヘッジベース）の動きに連動する投資成果を目標に運用を行うことを基本方針とします。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

ニッセイ外国株式インデックス マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。  
なお直接、株式等に投資を行う場合があります。

#### (2) 投資態度

- ① 主として、ニッセイ外国株式インデックス マザーファンドの受益証券を通じて、実質的に日本を除く世界主要先進国の株式に投資することにより、MSCI KOKUSAI 指数（配当込み、円ヘッジベース）に連動する投資成果をめざします。
- ② 上記親投資信託の受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ることをめざします。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥ 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ⑧ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ⑨ デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

### 3. 収益分配方針

毎期、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

#### ① 分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

#### ② 分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

③ 留保益の運用方針

留保益（収益分配にあてず信託財産に留保した収益）については、元本部分と同一の運用を行います。



**追加型証券投資信託**  
**ニッセイ先進国株式インデックス（為替ヘッジあり）（ラップ専用）**  
**約 款**

**（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）**

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けません。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

**（信託の目的および金額）**

第2条 委託者は、金1億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けません。

**（信託金の限度額）**

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

**（信託期間）**

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第49条第1項、第50条第1項、第51条第1項、または第53条第2項の規定による信託終了日または信託契約解約の日までとします。

**（受益権の取得申込の勧誘の種類）**

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

**（当初の受益者）**

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

**（受益権の分割および再分割）**

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

**（追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法）**

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。

以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第30条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

#### (信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

#### (受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

#### (受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

#### (受益権の申込単位および価額等)

第12条 取扱販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、最低申込単位を1口単位として取扱販売会社が定める単位をもって取得申込に応じます。

- ② 前項の取得申込者は取扱販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、取扱販売会社は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

- ③ 第1項の場合の取得申込日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、原則として受益権の取得申込の受付は行いません。

- ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。

- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定

する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取り消すことができます。

**(受益権の譲渡にかかる記載または記録)**

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

**(受益権の譲渡の対抗要件)**

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

**(投資の対象とする資産の種類)**

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限りません。)

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

**(運用の指図範囲等)**

第16条 委託者は、信託金を、主としてニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された「ニッセイ外国株式インデックス マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定

めるものをいいます。)

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。）により運用することを指図することができます。
  1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

- ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券、当該新株予約権証券および当該投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑦ デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### (利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第31条において同じ。）、第31条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第30条、第34条、第35条および第36条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第30条、第34条および第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

#### (運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

#### (投資する株式等の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取

引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとし、

#### (同一銘柄の株式等への投資制限)

第20条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ③ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### (同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第21条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### (信用取引の指図範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができますものとし、

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとし、

#### (先物取引等の運用指図)

第23条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含め

るものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### （スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### （金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### （有価証券の貸付けの指図および範囲）

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の

時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### (有価証券の空売りの指図範囲)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第28条の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### (有価証券の借入れ)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

#### (特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第29条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### (外国為替予約取引の指図および範囲)

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

#### (信託業務の委託等)

第31条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと



2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
  - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
    1. 信託財産の保存にかかる業務
    2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
    3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
    4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### （混蔵寄託）

第32条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### （信託財産の登記等および記載等の留保等）

- 第33条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
  - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
  - ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### （一部解約の請求ならびに有価証券売却等の指図）

第34条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### （再投資の指図）

第35条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### （資金の借入れ）

第36条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。

なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### (損益の帰属)

第37条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### (受託者による資金の立替え)

第38条 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第39条 この信託の計算期間は、原則として毎年11月21日から翌年11月20日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から2022年11月21日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

#### (信託財産に関する報告等)

第40条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことができない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### (信託事務の諸費用および会計監査費用)

第41条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産にかかる会計監査費用および当該会計監査費用にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

### (信託報酬等の総額および支弁の方法)

第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の6.5の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

### (収益の分配方式)

第43条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託財産にかかる会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託財産にかかる会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

### (収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第44条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第45条第2項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第45条第3項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

### (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第45条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としません。）に支払います。

② 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としません。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をすることと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、6営業日目から当該受益者に

支払います。

- ④ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、取扱販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑤ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

#### (収益分配金および償還金の時効)

第46条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については前条第2項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### (一部解約)

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に最低単位を1口単位として取扱販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の場合の一部解約請求申込日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受付は行いません。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うことと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、取扱販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

#### (質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

#### (信託契約の解約)

第49条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口または純資産総額が30億円を下回っている場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面を

もってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

#### （信託契約に関する監督官庁の命令）

第50条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定にしたがいます。

#### （委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第51条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### （委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第52条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### （受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### （信託約款の変更等）

第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあつてはその併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### （反対者の買取請求の不適用）

第55条 この信託は、委託者が第47条第1項の一部解約の請求を受付けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第49条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者であっても、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することはできません。

#### （他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第56条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

#### （運用報告書に記載すべき事項の提供）

第57条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することとし、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nam.co.jp/>

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付するものとします。

#### （公告）

第58条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nam.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### （信託約款に関する疑義の取扱い）

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則第1条 第25条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 第25条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

附則第2条 第45条第5項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

2021年11月19日（信託契約締結日）

委託者 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号  
ニッセイアセットマネジメント株式会社  
代表取締役社長 大関 洋

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
三菱UFJ信託銀行株式会社  
取締役社長 長島 巖